

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.178

2013年11月1日発行

■9条世界会議・関西2013が5500人の参加で成功

弁護士 梅田章二 1

■平和への権利 — ジュネーブと9条国際会議分科会報告

□国連人権理事会第24会期(2013年9月)の報告 平和への権利を中心として

平和への権利・国際キャンペーン／弁護士 笹本 潤 3

□2010年サンティアゴ宣言／2012年人権理事会諮問委員会の宣言における平和のための教育権

— 「はだしのゲン」閲覧禁止問題と平和への権利 ホセ・ルイス・ゴメス・デル・ブラド 6

□ウイスコンシン・
シカゴ交流ツアー
に参加して

弁護士 宮坂 浩 42

□「平和への権利」の法典化に向けた国連におけるプロセス

国際民主法律家協会・国連ジュネーブ常駐代表 ミコル・サビア 8

□IADL第18回大会および
総会に向けて

青山学院大学教授／
IADL事務局長 新倉 修 48

□韓国における平和権(平和への権利)

韓国・仁荷大学ロースクール教授 李 京柱 16

□日本の立憲主義と平和への権利

弁護士／伊藤塾塾長 伊藤 真 21

□原爆裁判・下田判決50周年

記念シンポジウム賛同と参加の呼びかけ
日本反核法律家協会 51

□日本国憲法の平和主義と平和への権利について

名古屋学院大学准教授(憲法・平和学) 飯島滋明 25

□韓国の良心的兵役拒否

平和博物館／「戦争のない世界」活動家 イ・ジョウン 30

□(会員の声)「宜しく願います」

弁護士 長谷川弥生 53

□「平和への人権の国際監視」その普及とボランティア翻訳

理事 塩川頼男 31

活動報告

54

編集後記

54

■フィリピンー国際シンポジウム／移民問題

□フィリピンの反基地運動国際シンポジウムおよび
フィリピン人権国際会議

青山学院大学教授 新倉 修 32

□フィリピン移民の大量強制送還に対する
タンゴールミグランテの声明 35

□労働輸出の悲劇

ミグランテ・インターナショナル 38



INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-4-906, Araki-town Shinjuku, Tokyo, 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.178 Nov 1, 2013

■5,500 Participants, Global Article 9 Conference in Kansai Ends in Success

: Shoji Umeda (Attorney at Law) 1

■Special Feature 1: The Right to Peace

: Reports from Geneva and the Commissions in the International Symposium on Article 9

□Report on the 24th Session of the UNHRC (September 2013), Focusing on the Right to Peace

: Jun Sasamoto (International Campaign for the Right to Peace, Sec-Gen.) 3

□The Right To Education For Peace In The:

•2010 Santiago Declaration

•2012 Human Rights Council Advisory Committee's Declaration

: José L. Gómez del Prado 6

□Passage toward Codifying "the Right to Peace" in the UN

: Micòl Savia (IADL Permanent Representative to the UN, Geneva) 8

□The Right to Peace in South Korea

: Lee Kyung-Ju (Professor of In-ha University, Law School, ROK) 16

□Constitutionalism and the Right to Peace in Japan

: Makoto Ito (Attorney at Law, Director of ITO-JUKU) 21

□Some Thoughts on Pacifism in the Constitution of Japan and the Right to Peace

: Shigeaki Iijima (Associate Professor at Nagoya Gakuin University, Constitutional Law and Peace Studies) 25

□Conscientious Objectors in the South Korea

: Lee Jae-Woong (Peace Museum, Advocate for a World without War) 30

□Let's Sell More "The International Observatory of the Human Right to Peace"

and Join in Translating it into Japanese on a Voluntary Basis

: Yorio Shiokawa (Board Member of JALISA) 31

■Special Feature 2: the Philippines, International Meetings and Hot Issues in Immigration

□International Symposium on Anti-Military Bases Movements, and International Conference on Human Rights in the Philippines

: Osamu Niikura (Professor at Aoyama Gakuin University) 32

□Tangool Migrante International Statement on Mass Forced Repatriation of Filipino Migrant Workers

35

□Tragedy of Labor Export

: MIGRANTE International 38

□As I Joined in a Cultural Exchange Tour in Wisconsin and Chicago

: Hiroshi Miyasaka (Attorney at Law) 42

Announcements:

□Looking forward to the Coming 18th Conference and General Meeting of IADL

: Osamu Niikura (Secretary General, IADL, Aoyama Gakuin University) 48

□Call for Attention toward 50th Anniversary of Shimoda Judgment on Atomic Bombings

: Japan Lawyers Association Against Nuclear Arms 51

□Members Speak Out – Greeting from a New Member

: Yayoi Hasegawa (Attorney at Law) 53

Activity Report

54

Editorial Note

54

9条世界会議・関西2013が5500人の参加で成功 (概要版)

弁護士 梅田章二

10月13日(日)午前10時から午後4時30分まで、関西大学千里山キャンパス第1学舎で、9条国際会議が開催された。参加者は500人を超え、会場の第1学舎102教室に入りきれなかった人は、隣の101教室で大型モニターを視聴した。

全体会では、共同代表の池田香代子さんが開会の挨拶、吉田栄司さん(関西大学教授)が受け入れ大学を代表して挨拶、関西大学教授の高作正博さんが憲法9条をめぐる情勢について基調報告をした。

高作教授は、「政策の内容については安倍内閣と近く、改憲を目指す勢力である『日本維新の会』が、大阪府・大阪市で政権を握っており、その大阪で、平和を願う世界中の人々と力を合わせて憲法9条を護る運動を展開することの意義は大きい。この流れを日本全国に波及させていかなければならない」と意義を強調された。

その後、ジーン・マイラーさん(アメリカ、国際民主法律家協会会長)、アン・ライトさん(アメリカ、元陸軍大佐・外交官)、君島東彦さん(立命館大学教授)、イ・キョンジュさん(韓国、インハ大学教授)がそれぞれ発言。9条は日本国内だけの問題だけでなく、世界から注目されていることが明らかにされた。

午後は3つの分科会に分かれて討論。第1分科会「戦争のない世界へ」では、コーディネーターは川崎哲さんで、デビッド・ロスハウザーさん(アメリカ、映画監督)、ベルハッセン・エヌーリさん(チュニジア、弁護士)、高遠菜穂子さん(イラクボランティア)、ロニー・アレキサンダーさん(神戸大学教授)が報告して、討論に入った。

第2分科会「アジアの中の9条」では、君島東彦さんがコーディネーターで、チャン・キョンウクさん(韓国、民主社会のための弁護士の会)、伍躍さん(中国、大阪経済法科大学)、ムイ・チューさん(台湾)、レ・ミン・タムさん(ベトナム)、乗松聡子さん(カナダ)が報告して討論に入った。

第3分科会「平和への権利」では、笹本潤さん(弁護士)がコーディネーターで、ミコル・サビアさん(イタリア)、ロベルト・サモラさん(コスタリカ)、イ・キョンジュさん(韓国)、伊藤真さん(伊藤塾塾長)、飯島滋明(名古屋学院大学准教授)さんが報告して、討論に入った。多くの参加者は、「平和」が「権利」という考え方に大きな関心を寄せた。

10月14日は、午前10時から午後4時30分まで、大阪市中央体育館において、記念イベント集会があり、約5000人が参加した。

司会は小山乃里子さんで、吉岡達也共同代表の挨拶の後、第1部「世界に広がる9条」では、海外ゲストの紹介に続いて、アン・ライトさん、ベルハッセン・エヌーリさん、イ・キョンジュさん、ヴェイユさん(フランス)の4人が代表して発言した。ヴェイユさんが95歳と紹介されたときには、会場はそれだけでどよめいた。

第2部「若者が伝える9条」では、ダンスパフォーマンスと若者アピール、藤波心さんと司会の小山さんとの対談、がじまるの会のエイサーが続いた。

第3部「私たちが生かす9条」では、「沖縄から基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の高里鈴代さん、福島原発の刑事責任を求めている武藤類子さんのスピーチに続き上條恒彦さんのライブ、「ピース イン ハーモニー」は会場をひとつにした。

木戸衛一(大阪大学)さんの挨拶で閉会した。国境を越えたつながり、世代を超えたつながりで9条を守り生かしていく集会となった。



平和への権利—ジュネーブと9条国際会議分科会報告

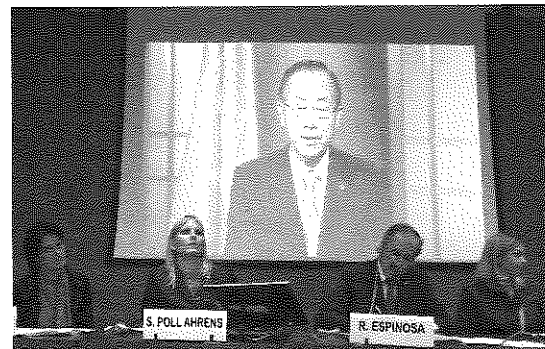
国連人権理事会第24会期(2013年9月)の報告-平和への権利を中心として

平和への権利・国際キャンペーン／弁護士 笹本 潤

今回の人権理事会24会期(2013年9月)は、平和への権利は議題として予定されていなかったが、9月20日のサイドイベントへの参加と、10月12日～17日までに来日する(予定だった)作業部会議長のクリスチアン・ギジェルメ氏、スペイン国際人権法協会のダビッド・フェルナンデス・プヤナ氏、IADLジュネーブ代表のミコル・サビア氏との打ち合わせのためにジュネーブに行った。

1. 平和への権利をめぐる国連の進行状況について

今回の訪問で、新しい人事異動があったことがわかった。今までスペイン国際人権法協会のジュネーブ担当だったダビッド・フェルナンデス・プヤナ氏が、コスタリカ政府の法律アドバイザーとなり、以後NGOとしては活動できないことになった。私も聞いて驚いた。2010年以来、平和への権利国際キャンペーンの中心人物だったダビッド氏が、NGOとして動けなくなるとこれからNGOのキャンペーンがどうなるのか、という不安がよぎった。ダビッド氏によれば、今後の国連での進行状況は、国連人権理事会、国連総会と政府間の政治的駆け引きの場面が多くなるとのこと。コスタリカ政府の法律アドバイザーと言っても、



国連平和デーは潘基文国連事務総長のビデオメッセージで始まった

実際は平和への権利の作業部会議長のクリスチアン氏(コスタリカ大使)のスタッフとして働くことになるので、ダビッド氏によれば平和への権利国際法典化にあたって、より大きい役割が果たせるとのことであった。国際運動では、このようなことはよくあることなのかもしれない。

.....

今後の国連のスケジュールであるが、ダビッド氏の情報によると、作業部会議長が11月に政府間、NGO間の非公式協議を開き、12月には第2回作業部会に提出する新草案を発表する予定。そして2014年2月に第2回作業部会を開き、6月の人権理事会で、国連総会に提出す

る案を採択する予定だという。

議長が12月に提案する新草案は、現在の諮問委員会案よりもかなり短いものになり、その中で重要な条項を残していくようにNGOとして働きかけていく必要がある。

その場合に重要なのが、日本の憲法にある平和的生存権(特に平和のうちに生きる権利)ではないか、とダビッド氏はいう。1978年には平和的生存の準備に関する国連総会決議があり、平和的生存についての国際的一致点がある。

日本では憲法の平和的生存権において、平和を人権と位置づけ、9条のような平和条項だけでなく人権条項として使われてきた理論と実践の蓄積がある。ダビッド氏はそのような日本の蓄積を生かしてほしいと言っていた。

2. 国際平和デーを記念したサイドイベント

9月20日に開かれた国際平和デーを記念したサイドイベントは、スペイン国際人権法協会などが主催した。チェロ、バイオリンなどの演奏からスタートし、平和教育に関係する国際的なNGOが集まる会議が、国連本部の会議室で開かれた。スペイン国際人権法協会のホセ・ルイスさんの発言では、平和教育の権利の中の、戦争と平和に関する正しい情報を受け取る権利に関連して、日本のはだしのゲンが小中学校で閲覧制限された事例を挙げて発言したことが印象的だった。(→ホセ・ルイスさん発言原稿P6)

3. 平和への権利作業部会議長の非公式協議の通知書と質問事項

その後、2013年10月22日付けで、作業部会議長から政府間及びNGOとの非公式協議を開催するとの通知があった。以下要点を紹介する。

平和への権利作業部会議長・報告者の通知(要点)

2013年10月22日

(1) 非公式協議の日程

政府間非公式協議

・10月31日と11月1日

NGOとの非公式協議

・11月4日(10時～13時、15時～18時)

どちらも欧州国連本部・会議室16で行う

(2) 作業部会議長・報告者のメモ

政府間、NGOとの非公式協議にあたっての質問事項

- 議長・報告者がこれから提出する(訳注:12月に提出予定)宣言草案の文書に含ませるべき主たる国際人権のテーマは何か。
- 議長・報告者によって提案される下記の人権テーマについて、どうい

意見を持っているか。これらのテーマは、宣言案のオープンな建設的な議論に生かしていき、最終的にはすべての利害関係者間の合意にするべきか。

(テーマ)

- ・人間の安全保障と健康と環境の権利を含む経済的・社会的・文化的権利の享受
 - ・人種差別、排外主義、不寛容
 - ・教育
 - ・表現、宗教、良心の自由及び戦争のプロパガンダの禁止
 - ・発展
 - ・被害者の保護、移行期正義、紛争予防
 - ・平和維持、平和構築活動
 - ・軍縮
 - ・テロリズム
 - ・宣言を広く知らせていくための方法
- (*以上のテーマは暫定案)

2010年サンティアゴ宣言／2012年人権理事会諮問委員会の宣言 における平和のための教育権—「はだしのゲン」閲覧禁止問題と平和への権利

ホセ・ルイス・ゴメス・デル・ブラド ※1

ホセ・ルイス・ゴメス・デル・ブラド (プロフィール)

国連人権理事会の傭兵の使用に関する作業部会の前議長であり、個人の資格で2005年から2011年に人権独立専門家を務める。軍隊に対する民主的コントロール(DCAF)、民間軍事会社規制ネットのジュネーブセンターの諮問グループのメンバーで、また、世界の先住民の国際10年のファンドの国連諮問グループのメンバーでもある。

ホセ・ルイスさんは、1981年から97年まで国連人権事務官として、国連人権高等弁務官事務所の諮問サービスと人権分野の担当だった。彼は人種差別に対する世界会議(ダーバン2001)の高等コーディネーターとして、国連人権委員会のメアリー・ロビンソン弁務官を補佐してきた。

何千年もの間、シルクロードは重要な世界のコミュニケーション経路の1つでした。ローマと中国の異なる文明の接触を通して、人々や文化の交流がなされてきました。火薬、羅針盤、印刷の発明も交流されてきました。これらの物は、戦争や支配のためではなく平和の目的のための物です。歴史を見ると、このような発明が、実践的で平和的な目的から生じてきたということが、人々の心の中にあります。

このように、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の主たる目的の1つの重要性として、憲章前文に、人々の心の中に平和を築くことと、以下のように書かれています。

“戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。文化の広い普及と正義・自由・平和のための人間性の教育は、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務である。平和は、人類の知的、道徳的な連帯に基づいて築かれなければならない。”

これは1946年にユネスコができたときのものです。世界人権宣言は2年後の1948年に採択され、今日まで宣言の法典化は発展してきました。

最近の発展として、2010年のサンティアゴ宣言は、市民社会によって国連人権理事会に、具体化され、提案されました。

もう1つは、人権理事会が要求した諮問委員会によって作られた、2012年平和への権利宣言草案※2です。この新しい文書は、2010年のサンティアゴ宣言に基づいており、国や市民社会、専門家などすべての関係者と協議して書かれました。宣言草案は、政府間のひらかれた作業部会で交差されていますが、戦争と暴力をなくすというような、国際平和と安全を中心的な要素として焦点を当てています。しかし、また、発展、環境、犠牲者、脆弱なグループなど積極的平和としての、平和教育の領域、基準をも含みます。

第4条の平和教育および訓練は、この宣言草案の積極的平和の1つです。2010年のサンティアゴ宣言の第2条を拡大、改良したものとなっています。

私は、諮問委員会の宣言草案の2つのパラグラフを強調したいと思います。1つは第3項です。

“すべて人は、国際人権法に従い、好戦的または攻撃的な目的に有利となるような情報操作から保護されるために、検閲されることなくさまざまな情報源を通じて情報にアクセスし受け取る権利を有する。”

この関連で、私は広島市の被爆者、中沢啓治によって描かれた日本の漫画「はだしのゲン」のニュー

スを通して、平和の重要性を気づく必要に注意を向けたいと思います。「はだしのゲン」は、アジアにおける日本軍の描写が非常に暴力的であるという意見で、日本の学校で禁止されました^{※3}。宣言草案の第4項では、以下のように書かれています。

“すべて人は、政府または民間セクターによる介入なしに、平和に対する人権を脅かし侵害するすべての事象について告発し、政治的、社会的、文化的活動、行動に平和的に自由に参加する権利を有する。”

この条文の側面の1つの例として、国連元職員によって作られたシリア紛争の文脈での「平和のためのケース^{※4}」という最近の宣言を挙げます。この宣言は、イラク戦争の経験と、曖昧で姑息な「介入する権利」に基づいています。

ベトナム戦争の引き金となったトンキン湾事件や、最近ではイラクの大量破壊兵器や湾岸戦争などに例えられるように、「すべての人々は、検閲なしに多様なソースから情報を得、情報操作から守られる権利がある」というところの宣言の部分を元国連職員は強調しています。2人の元国連事務次官がこの宣言にサインをしたということが重要です。その2人は、当時、イラクの重要なポストについて、辞表を出した人なのです。

この宣言はまた、平和への権利第4条4項と同じように、すべての人は平和への権利への暴力、または脅かす、いかなるものをも非難する権利を有するということを述べています。この文脈で、宣言は一国による単独行動は違法である事実を国際社会に喚起しています。たとえ、安全保障理事会が認める十分な証拠があったとしてもです。

これに関連して、“体制を変える”ために行った本格的なリビア攻撃で、これは嘘や誤報に基づいていたのですが、いかに西側勢力が安保理決議を乱用しているか気づき、そしてこのことが、シリア介入の安保理の動きに対して、ロシアや中国の反対の動機になったのは興味深いことです。

シリア攻撃を進んでしようとしたのは、約200国のうちたった2国、すなわちアメリカとフランスの心の中に生まれたものでした。ジュネーブにおいて、ロシアとアメリカで政治的解決したことは、非常に勇気づけられることでした。

また、最近、WHO（世界保健機構）がその任務に反して否定しましたが、デニス・ハリディによって記事が書かれました。

“イラクにおいて、米軍が劣化ウラン弾の使用により、多くの人々を殺戮しただけではなく、奇形児の原因になっているという暴かれた証拠を伝える”^{※5}

2014年の第2会期で、オープンな政府間作業部会が、重要な人権規範の追加や補充を含んだ国連平和への権利宣言という文書を仕上げ、人権理事会に提出され、採択されることを望みます。

(訳:高部優子)

¹ Former UN Senior Human Rights Officer, Member of the UN Working Group on Mercenaries (2005-2011).

² Report of the Human Rights Council Advisory Committee on the right of peoples to peace, A/HRC/20/31, 16 April 2012.

³ Ashai Shimbun, 30 August, Tokyo. Reproduced in Courrier international n°1193.

⁴ Plaidoyer pour la paix, Le Monde, 02.09.2013.

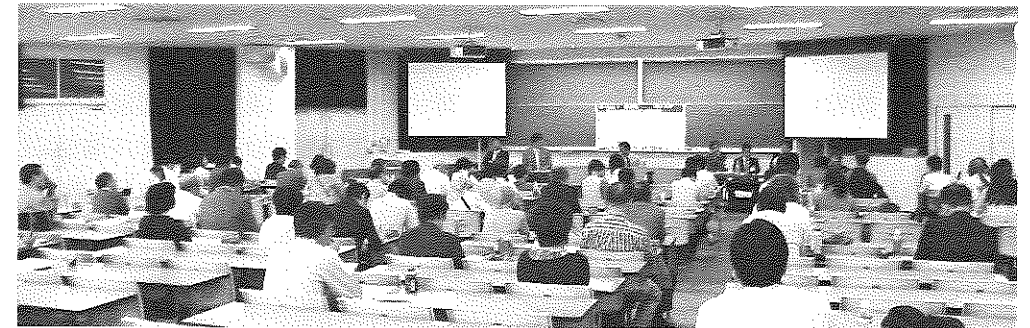
⁵ http://www.lemonde.fr/idees/article/2013/09/02/plaidoyer-pour-la-paix-en-syrie_3469916_3232.html

⁶ Global Research : <http://www.globalresearch.ca/who-refuses-to-publish-report-on-cancers-and-birth-defects-in-iraq-caused-by-depleted-uranium-ammunition/5349556>

「平和への権利」の法典化に向けた国連におけるプロセス

—その複雑さと挑戦

国際民主法律家協会・国連ジュネーブ常駐代表 ミコル・サビア



本日は、お招きいただきましてありがとうございます。こうして、東京で平和への権利に関してお話しする機会を与えていただきましたことに感謝いたします。また、ここにお集まりの皆様と、こうして「平和への権利」について話し合うシンポジウムの企画・運営に携わった多くの方々に御礼申し上げます。

私は、ミコル・サビアと申します。私は、イタリアの弁護士で、世界の1000名以上の法律家によって設立された国際民主法律家協会(IADL)の国連ジュネーブ常駐代表を勤めております。IADLの事務局長は、JALISA(日本国際法律家協会)の副会長である、高名な新倉修先生です。平和への権利に関する重要事項につ

いては、長年にわたって、日本の同僚の皆さんと緊密な協力関係を保って来ています。

日本の皆様方は、おそらく私よりも、平和が何を意味するかについてご存じでしょう。日本の軍国主義体制において、日本軍はかつて、世界で、ことにアジアで多くの犠牲者を生みだし、自らの国民に対しても、2つの原子爆弾という想像を絶するような被害をもたらしました。日本国民は、その戦争で莫大な犠牲を払いました。そのため、第2次世界大戦直後に、日本の人々は「すべての人民は平和のうちに生存する権利を有する」と謳い、さらに国際紛争を解決する手段として戦争を永遠に放棄するという、新しい憲法を採択したわけです。日本国憲法第9条は、世界中のすべての国と人々に対して模範を示すものです。この第9条を廃止しようという試みは、ヒューマニティーそのものに対する挑戦であるといえます。

日本国憲法第9条を守ることは、私たち協会の主要なキャンペーンの1つです。私は、2008年の第9条世界会議の際に東京にまいりましたが、その際、大変多くの参加者を目の当たりにして感銘を受けました。第9条を守ろうとする日本の方々の粘り強い戦いの姿勢は、世界中の平和を希求する人々にと、大きな希望を与えるものです。あなた方の闘いは、私たちの闘いでも

あります。どうぞ、あきらめないでください。平和の分野における、あなた方の闘争の経験は膨大かつ貴重であり、人権としての平和の承認に向けての闘争という、第9条を守る闘争と密接に結びついた闘いに対して、私は、ここに、皆様方の協力をお願いしたいのです。

IADLの国連ジュネーブ常駐代表として、私は、現在進行中の国連における平和への権利の法典化プロセスをつぶさにフォローしてきました。このプロセスは非常に困難なもので、国連人権理事会におけるもっとも白熱した議論の1つであるといえるかもしれません。

平和とは、国連の主要な目的であり、国連の存在理由そのものでもあります。国連憲章はその前文で、8千万人以上もの人々、しかもその大半は一般市民であったわけですが、を犠牲にした2度にわたる世界大戦の悲劇を乗り越えて生きる世界の人々による、「将来の世代を戦争の惨禍から救い」、お互いに良き隣人として共に平和に生きていく、との決意が誓われています。

にもかかわらず、主として北側の豊かな国々、すなわち、米国、EU、そして何よりもこの日本が頑強に反対しているため、平和への権利は今日まで公式に法典化されることができないでいます。

カナダの上院議員であるダグラス・ロシュ^{*1}は、「国連システムにおいて、平和への人権の概念の発展のためにすでに達成された作業は、世界のもっとも秘密に保たれた事項である。戦争の文化が世論においてあまりにも広くはびこっているために、平和を希求する人権がすべての人の根本的な権利であること、そして、実際に、すべての人権の前提条件であると主張する声は、かき消されてしまっている。」と述べています。

いくつかの国際的な宣言や決議は、平和への権利を確認しています。1978年には、国連総会は、「平和的生存のための社会的準備に関する宣言」を採択しました。この宣言は、前文で以下のように述べています、すなわち、「すべての国及びすべての人は、人種、信条、言語、性別の区別なく、平和のうちに生きる権利を有し」かつ、「当該権利の尊重は、人類すべての共通利益を構成し、大小を問わずすべての国のすべての領域における進歩にとって不可欠の条件である」(A/RES/33/77)。この決議の採択に当たっては、米国とイスラエルの2カ国のみが棄権票を投じた他は、すべての国が賛成しました。

1984年11月12日に、国連総会は、賛成多数をもって「人民の平和への権利に関する宣言」という歴史的な決議を採択しました、同宣言は、「われら地球の人民は平和への神聖な権利を有する」と述べ、かつまた、「人民の平和への権利を保護し、その実現を促進することは、各国家の基本的義務である」(A/RES/33/37)と述べました。当該決議の採択においては、日本、米国及びヨーロッパ諸国を含む34カ国が棄権票を投じました。これらの国々はすべて、同宣言の内容を支持することを拒否し、この問題に関して反対していく立場を明らかにしました。

その後何年間にもわたって、欧米の国々は、この神聖な権利について、より強固な同意を与えようとするいかなる試みにも、一貫して反対してきました。それらの国々は、「平和への権利は存在しない」と、繰り返し主張し、この権利について国際的レベルで話し合うことさえ拒否してきました。これらの国にとっては、平和の問題とは、国連総会、ユネスコ、あるいは人権理事会と行った、民主的な国際機関の権限に属する問題ではないのです。なぜならば、そのような機関は国際社会における単なる少数意見を尊重するに過ぎない、とこれらの国は考えているからです。

す。彼らにとって、平和の問題について話し合う権限をもった唯一の機関は、明らかに彼らの支配が及ぶ国連安全保障理事会なのです。不幸にも、私たちは皆、この安保理事会を通して彼らが押しつけようとしている平和の概念を、知っています。近年、そこでは、平和という言葉は、戦争に訴えるための口実として、あまりにも頻繁に使われてきました。象牙海岸、ソマリア、リビア、そして現在のシリアやイランの問題に、そのことは如実に現れています。

1990年代にユネスコ事務総長であったフェデリコ・マヨール・ザラゴザ氏は、平和への権利を法典化するために多大な努力を払いました。1997年に、平和文化を促進する一連のイニシアティブのなかで、彼は、人権としての平和への権利を宣言し、これを国際人権のリストに組み込むことを提案しました。その目的のために、彼は、宣言草案を各国首脳に回覧しコメントを求めました。

このイニシアティブは、圧倒的多数の国の支持を受けたにも関わらず、激論を呼び起こし、その結果、1997年11月6日のUNESCO総会では、すべての北側先進国が次々と発言を求め、強い反対意見を表明するに至りました。フランス政府は「新しい権利は幻想を作り出すものである」と述べ、イタリア政府は「新しい人権の創出を支持することが流行っているが、その一方で既存の人権は尊重されていない」と述べ、デンマーク政府は、「この宣言は人権と平和を統合するものだが、それらは個別に表明されるべきであり、統合することは人権を弱めてしまう、しかも平和への権利はUNESCOの権限内のものではない」と述べ、日本政府は、「平和への権利に関するスウェーデンとオーストリアの留保に賛成する、来る世界人権宣言50周年記念には、平和への権利は含まれるべきではない」と述べ、オーストリア政府は、「我々は、単なる願望から人権を編み出すようなことを試みてはならない、オーストリア政府は、平和が人権の前提条件であるという考え方には同意できない。平和への権利という危険な新しい人権を作り出すことは控えたい」と述べ、スウェーデン政府は、「我々はいずれにしても、新しい法的文書の作成には反対である、この分野にUNESCOが足を踏み込むのは不適切であって、この議論は時間の無駄である」と述べました^{*2}。

他方、この宣言は、すべての南側諸国の一致した賛成を得ました。北側諸国は自国の軍需産業を守りたいのに他ならないと批判し、反論したのです。たとえば、バラグアイは、「少ない資源が戦争に費やされてしまっている南側諸国こそ、平和の問題について、より大きな関心を持っている」と述べました。

この総会の最後には、コンセンサスを達成することができなかったため、事務総長は、それ以上、この問題を追及することはありませんでした。UNESCOにおける平和政策を構築した中心人物の1人であるデイヴィッド・アダムスは、この総会での審議に落胆し、「(北側の)国々は、平和への権利という概念が強力なため、自分たちの戦争をする権利に介入することを怖れているが、私はむしろ、UNESCOが平和の問題に対して実質的なインパクトを持つための力を欠いていることをもどかしく思っている」と述べました^{*3}。

実際、2000年にフェデリコ・マヨール・ザラゴザの任期が終了し、米国がUNESCOに復帰して、この組織を再び牛耳るようになると、UNESCOは、人権としての平和への権利の法典化を

目指すプロジェクトを打ち捨てました。人権としての平和への権利に関する疑いの目は、1997年以降も繰り返し表明されました。

しかし、その後何年も経って、この問題は別の国々によって、異なるフォーラムで再び審議されるようになりました。今回は、市民社会、とくにスペイン国際人権法協会 (SSIHRL) によって平和への権利に関する話し合いが再開されたのです。同協会は、2005年から2006年にかけて、人権としての平和への権利を構築するために、一連の専門家国際会議を主宰しました。その結果、2006年10月30日に、15名の独立専門家から構成される委員会は、「平和への権利に関するルアルカ宣言」を採択しました。それ以来、同協会は、平和への権利を支持する世界キャンペーンをスタートさせ、市民社会によって「平和への権利に関する世界宣言案」を起草し、これを国連の権限ある組織の審議にかけ、公式な法典化を行うよう国連加盟国を促すための行動を開始しました。国際的な法典化のイニシアティブは、その後も成果を結び、2010年12月10日には、「平和への権利に関するサンティアゴ宣言」の宣言に至りました。この宣言は、平和への権利の法典化を目指す国際市民社会の希望を如実に表すものです。その後、同宣言文は、国連人権理事会及び同諮問委員会の審議に付されました。

数年前、カリブ海に浮かぶ貧しく小さな島国であるキューバは、他の南側諸国と1800に及ぶNGOから構成されるネットワークの支援を受けて、国連人権理事会に、平和への権利の議題を提案しました。この理事会でも、平和への権利に対する米国、欧州諸国及び日本の反対は大変強いものです。幸いにも、人権理事会では、これらの国々は少数の投票権を持っているに過ぎません、そして、さまざまな困難にもかかわらず、平和への権利は近年、重要な発展をしてきました。

平和への権利の存在をいまだに疑問視する国々があることを考慮し、2009年に、キューバは国連人権高等弁務官事務所に対して、平和への権利に関する作業部会の開催を要請しました。この作業部会は、平和への権利の内容と範囲を精査するために、世界中のすべての地域から専門家が参加するというものでした(A/HRC/11/4)。この決議案に対して、人権理事会の理事であったすべてのヨーロッパ諸国と日本は反対票を投じ、人権理事会はこの問題を取り扱う適切な機関ではないとの意見を表明しました。しかしながら、同決議は、賛成32票、反対13票、棄権1票で採択され、専門家作業部会は2009年12月15～16日にジュネーブで開催されました⁴。

2010年、キューバは、人権理事会諮問委員会⁵に対して、新しい決議案を提出しました。この決議案は、加盟国、市民社会、学術研究者その他のすべての利害関係者との協議により、人民の平和への権利に関する宣言草案を準備することを求めるものでした。米国、ヨーロッパ諸国及び日本は、この決議もまた時間の無駄であるとして、再び反対票を投じました。しかしながら、この決議も最終的には、賛成票31票、反対14票、棄権1票で採択されました⁶。西側諸国が参加することさえ拒絶した長期に及ぶ協議プロセスを経て、諮問委員会は大変興味深く、かつ進歩的な宣言草案が提出されました。この宣言草案には、先に市民社会の提案に基づいて2010年の「平和への権利に関するサンティアゴ宣言」に組み込まれた人権内容の実に85%が

取り入れられました。同宣言案は14の条文から構成されており、平和への権利の内容と範囲を定めるための重要な進歩を示すもので、1984年に国連総会で採択された「人民の平和への権利に関する宣言」から重要な一步を踏み出すものとなりました。これは、平和への権利についての適切な法典化の1つです。

この宣言案に関して、まず諮問委員会は、もともと「人民の平和への権利」とされていた表現から「人民の」という言葉を省いて、単に「平和への権利」という表現に変更することを提案しました。この表現の方が、権利の個人的かつ集団的側面の両面を含むことを可能となるからです。この宣言草案は、平和を、戦争や軍縮といったものとの関連のみでとらえて、主として集団的権利の側面から理解するという、限定的なアプローチの傾向を克服しています。宣言草案の第1条は、「個人及び人民は、いかなる区別も差別もなしに、平和への権利を有する」と述べ、続いて「国家は、個別に、かつ共同して、あるいは国際機関の一因として、平和への権利の主たる義務の担い手である…国家は、国際関係における力の使用及び力による威嚇の放棄、ことに核兵器の廃絶を緊急に求めなければならない…すべての国家は、国連憲章に規定された原則に従い、紛争の平和的手段による解決を図らなければならない」と規定しています。

この宣言草案はまた、平和とは単なる戦争ないし暴力の不在ではないことを明らかにしています。草案第2条では、まさに日本国憲法の表現と極めて近い言葉が用いられていて、「すべての人は恐怖及び欠乏から自由に生きる権利を有し」、かつ、「欠乏からの自由とは、持続可能な発展への権利、並びに経済的、社会的、文化的権利の享受を意味する」と規定しています。

この宣言は、平和と安全に関連するいくつかの事項についても規定しています。それらは、軍縮、平和のための教育及び訓練、兵役に対する良心的忌避、民間軍事会社、圧政への抵抗及び反対、平和維持活動などです。しかしながら、宣言はまた、その前文において「不平等、排除及び貧困は構造的暴力を生むもので、それは平和と両立せず、廃絶されなければならない」ことを規定しており、発展、環境、被害者並びに脆弱な人々、難民、移民などの権利の諸分野における積極的な平和の実現もまた含まれています。

2012年6月に、諮問委員会が、この宣言草案を人権理事会に提出した際、大多数の国家と市民社会は、これを熱狂的に受け止めました。しかしEUは、草案を一読しただけで、「平和への権利は国際法上存在しない」という自らの立場を再度明確にしました。キューバは、諮問委員会によって提出された同草案を基礎として、将来国連で採択されるべき平和への権利に関する宣言案を積極的に交渉する権限を持ったオープンエンドの国際的作業部会を設置することを目指した新たな決議案を、人権理事会に提出しました。

実現可能なもっとも広範なコンセンサスを得るために、キューバ政府は、この問題に関心あるすべての政府代表と一連の非公式協議を重ね、決議の文面について協議すると共に、適切な場合には、その変更にも応じました。これらの会合が開かれている間、北側主要国は、同問題に関するいかなるプロジェクトにも反対してきました。それらの国々は、宣言草案に関して大きな懸念をもっており、同文書に関するいかなる言及をも削除するよう、要請しました。これらの国々は、国際的な作業部会を設置するという提案にも反対し、彼ら自身が3年前にボイコットしたものと

似た、別の作業部会を組織するよう提案しました。

日本政府は、平和への権利の国際法上の存在を否定するEUの見解を共有しており、平和及び安全の問題は人権理事会とは別の機関で話し合われるべきだと主張しました。さらに、日本政府は、各国は、その国民の人権を促進する責任を有しており、日本は伝統的に平和への権利には反対してきた、と述べました。作業部会の設置にかかる財政問題に関する懸念も表明されました。この反対について、キューバ政府代表は、人権理事会はつい先日、その設置が疑問視されているシリアの人権状況に関する調査委員会に対して200万ドルを費やすことを決定したのであるから、財政問題などが懸念されるのはおかしい、平和への権利に50万ドルは割いても良いかもしれない、と反論しました。

最終的には、精力的な外交努力と市民社会による積極的活動のおかげで、この決議は、賛成34票、棄権12票、反対は米国の1票のみで採択されました。すべてのEU諸国は、「平和への権利が有するすべての欠陥と、人権に対して及ぼしうるマイナスの効果を考慮し」、一団となって棄権票を投じました。協議に際して、英国はカナダ及びオランダと共に、「もし、我々3カ国が人権理事会理事国であったなら、反対票を投じていただろう」と宣言しました。

2013年2月に開催された作業部会の第1会期では、コスタリカ大使であるクリスチアン・ギジェルメ氏が特別報告者に選出されました。この会議における市民社会の参加は極めて積極的でした。実際、13の市民社会は、作業部会に対して、平和への権利に関する国連宣言草案の各条文について15の見解を提出しました。経済社会理事会と協議資格を持つ22の市民社会組織並びに平和への権利に関する市民社会連合のメンバーが、作業部会において口頭の意見表明も行いました。さらに、日本弁護士連合会は、3万人の日本の弁護士を代表して、平和への権利に関する日本のアプローチに関する意見表明を行いました。議長兼報告者の提案に従い、この作業部会は、平和への権利に関する宣言の諮問委員会草案の全体についての一般討論及び各条文に関する討論を行うことに合意しました。

2013年6月には、CELAC(ラテンアメリカ及びカリブ諸国委員会)が、それまでキューバが行っていたイニシアティブに代わり、地域ブロックとして、より広範な支持を示すために、平和への権利に関する新たな決議案を提出しました。この決議は、人権理事会の第25会期に先だって、2014年2月に、第2回の作業部会を開催することを提案するもので、同時に、この作業部会開催まで、政府、地域機関、及び関連する利害関係者との間で非公式協議を行うよう、作業部会議長に要請し、さらに、作業部会第1会期における審議及び非公式協議を基礎として、作業部会第2会期に向けて新しい宣言草案を作成することも、作業部会議長に要請するものでした。この決議は、国家及び市民社会が積極的かつ建設的に作業部会の活動に貢献することを要請するものでもあります。

この決議は、賛成30票、棄権8票、反対9票で採択されました。日本は米国とともに反対票を投じました。

北側の豊かな国々による平和への権利に対する反対は、理解できるものです。確かに、国連において発展してきた平和の概念は、ヨーロッパ諸国や米国が、世界中の国に対して爆弾や

軍隊をもって押し付けようとしている平和とは正反対のものです。社会正義の実現なくして平和が達成できないことは、誰でも知っています。しかし、西側の民主主義国家は、いつものように、何百万人もの人たちが食べものにも困窮し、生活の場も仕事も医療保険も教育も得ることができない状態を無視しています。一方で、毎年、何億ユーロもの予算を兵器に費やしている国々が、平和への権利の発展に協力するはずもないのです。

米国は、国連憲章に規定された諸原則を、常に、徹底的に無視してきました。1945年6月26日に、米国が国連憲章に署名してから、国連機関の正式な組織が設置される1945年10月24日までの間に、米国が2つの原子爆弾を広島と長崎の市民に対して投下したことを想起すれば、米国が署名したばかりの国連憲章の諸原則についてどう考えていたかは、その時点で世界に示されていたといえます。日本についてみれば、日本政府が憲法第9条を廃止しようとしていることは明らかで、したがって、日本が削除したいものと同じ原則を繰り返し述べている平和への権利に関する国連宣言を支持することは、あまり都合のよいことではありません。

国際作業部会の第2会期は、2014年2月にジュネーブで開催されます。2013年11月には、作業部会の議長が、関心あるすべてのNGOとの間で非公式協議を開催します。2014年6月には、人権理事会に対して、新しい宣言草案が提出される予定です。もしそこで採択されれば、宣言は、その後、国連総会にかかり、正式な「平和への権利に関する国連宣言」となります。

最初に述べましたように、平和は国連の主要な目的の一つです。国連憲章はこの点に関して非常に明確です。しかし不幸にも、国連憲章採択から70年を経過した現在、この根本的な目標は、いまだに実現されていません。今日、世界には、以前にもまして暴力の文化が蔓延しています。力の使用ないし力による威嚇の使用が、あたりまえの政治的な道具となり、戦争は「予防的」であり「人道的」であるとされる世界です。付随的被害、水責め、暗殺、誘導爆弾、傭兵といった用語の方が平和への権利よりも我々にとってなじみ深いような世界が、国連のもとに作られているのです。我々は、国際法のシステムが後退しつつあるという憂慮すべき事態に直面しているのです。

以上のような文脈において、平和への権利に関する宣言は、以前にもまして必要となっています。世界の人民は「平和に対する神聖な権利」を有しており、「その実現は各国家の根本的な義務を構成する」ことを宣言してから長い年月が経ちました。われわれは、加盟国に対して、平和への権利が実現するよう責任をとるように促さなければなりません、そして、平和への権利の宣言の採択に向けて、遅滞なく行動を開始するよう促さなければなりません。

今日、私たちは国連の人民として、国連憲章に規定された約束を果たす新たなチャンスを与えられています。これはまたとない絶好の機会です。もし来年6月に平和への権利に関する宣言が承認されなければ、おそらくまた、次の25年間、私たちは待たなければならないでしょう。ですから、すべての人が積極的に参加することが重要なのです。私たちは、政府に圧力かけなければなりません。この権利を実現することの重要性に対する意識を高めなければなりません。

市民社会の役割は根本的に重要であり、特に平和を愛好する日本の人々は貴重な貢献をすることが可能です。ジュネーブ国連本部において、塩川頼男氏を代表とする平和への権利キ

キャンペーン日本実行委員会は、このプロセスに多大なエネルギーを費やしてきました。国際人権活動日本委員会及び日本弁護士連合会も同様に、平和への権利のために勇敢に立ち上がっています。しかし、私たちには、より多くの方々の参加が必要です。私たちは全世界の平和運動を巻き込んでいく必要があります。私たちは、あなた方の助けを必要としています。そして、もちろん、平和への権利に関する国連宣言が採択されれば、それは、憲法第9条を守るための日本の皆様の闘いに対する助けとなることも確かです。

平和への権利は(単なる)「道徳的権利」ではなく、人間の単なる「願望」でもありません、そしてまた、平和の問題は、しばしば主張されてきたように、安全保障理事会だけのものでもありません。その人権としての承認は、避けようのないことです。平和への人権の承認と法典化は私たちすべてにとっての優先事項です。若い世代の人々、将来の世代の人々は、それを享受すべきです。私たちはこの機会を逃してはなりません。フェデリコ・メイヤー・ザラゴザが述べたように、「平和がすべての人々の権利であるならば、それは、平和の文化に対するすべての人々の責任を意味すること、を、私たちは、今日、理解しなければなりません」。

(訳: 関東学院大学法学部准教授 武藤達夫)

¹ Senator Douglas Roche, O.C.

http://roche.apirg.org/public_html/writings/documents/nuclear/LiuCentrePresentation.pdf

² <http://www.culture-of-peace.info/annexes/commissionV/page3.html>

³ <http://www.culture-of-peace.info/history/page16.html>

⁴ Votes in favor: Angola, Saudi Arabia, Argentina, Azerbaijan, Bahrain, Bolivia, Brazil, Burkina Faso, Cameroon, Chile, China, Cuba, Djibouti, Egypt, Russian Federation, Philippines, Gabon, Ghana, Indonesia, Jordan, Madagascar, Malaysia, Mauritius, Mexico, Nicaragua, Nigeria, Pakistan, Qatar, Senegal, South Africa, Uruguay, Zambia; Votes against: Germany, Bosnia y Herzegovina, Canada, Slovakia, Slovenia, France, Italy, Japan, Netherlands, United Kingdom, South Korea, Switzerland, Ukraine; Abstentions: India.

⁵ The Human Rights Council Advisory Committee is a body composed of 18 independent experts, which has been established in 2006 to function as a think-tank for the Council and work at its direction.

⁶ In favour: Angola, Argentina, Benin, Botswana, Brazil, Burkina Faso, Chile, Congo, Costa Rica, Ecuador, Ethiopia, Gabon, Guatemala, Indonesia, Ivory Coast, Kenya, Kuwait, Libya, Malaysia, Maldives, Mauritania, Pakistan, Peru, Philippines, Qatar, Sierra Leone, Thailand, Uganda, United Arab Emirates, Venezuela. Against: Austria, Czech Republic, Estonia, Germany, Japan, Montenegro, Republic of Korea, Spain, United States of America. Abstention: India, Ireland, Italy, Kazakhstan, Poland, Republic of Moldova, Romania, Switzerland.

韓国における平和権(平和への権利)

韓国・仁荷大学ロースクール教授 李 京柱



1. はじめに

私はつい最近、原稿を一つまとめました。その本のタイトルは「Understanding Right to Peace」です。日本語で訳せば、「平和権(平和への権利)の理解」です。その中身は平和権一般論、日本の平和権、韓国の平和権、朝鮮半島の平和体制と平和権です。今、校正をしているので、遅くとも今年中には発行されると思います。

そもそも私が、この本の企画を出したときのタイトルは「平和国家と憲法」でした。もちろん平和権は、この本の重要な鍵となる概念の一つでした。企画を出したあと、とても心配をしました。社会科学関係の本を出すのがなかなか難しい中、果たして出版社がこれを受け入れてくれるかが、なにより心配でした。ところが、出版社の方からは、すぐに受諾の話がきました。ただし、焦点を少し変えないかということでした。韓国社会の中でも需要があるので、この本を平和権に焦点を絞ることはできないかということでした。

私自身、平和主義に興味があり、何年も平和主義関係の論文などを書いてきて、平和主義を再発見していくべきだということを強調してきましたが、なかなか本として売れませんでした。ですから、出版社の提案には驚きました。

2. 平和権宣言と平和権ラウンドテーブル

(1) 平和権宣言

確かに韓国はこの頃、平和権に関する議論は、より盛んになっています。2012年、韓国の3つの地域の住民が共同声明を出しましたが、その名前は「平和権宣言」でした。正式名称は「誤った安保紛争と緊張により被害を受けた三つの地域住民の平和権宣言」でした。

韓国の最南端の島、済州島では海軍基地を建設しようとする韓国政府の動きが続いています。東北アジアにおける領土問題など紛争に備え、海軍基地が必要であるということですが、アメリカとの軍事同盟関係にある韓国としては、これがアメリカの軍艦の寄港地にもなりうる、また中国との緊張関係などを高め、戦争に巻き込まれ平和的生存が危うくなることを心配しているところではあります。

平澤(ピョンテク)は、韓国の中部にありますが、現在、駐韓米軍基地がソウルなどから拡大移転されています。アメリカの軍事戦略が変わり、前方配置軍から後方移動軍に変わるなか、停戦線周辺とソウルなどにあった米軍基地がソウルから100キロほど離れたところに移転されつつあります。いわゆる「戦略的柔軟性」に基づく基地移転ですので、今後は北朝鮮のみならず、東北アジアおよび中東まで念頭に入れた軍事展開が予想され、韓国としては、アメリカの軍事戦略により、自分の意思とは関係なく戦争に巻き込まれてしまい、平和的生存が侵害され

る恐れがあるところです。

金浦愛妓峯(キンポエギボン)はソウルの西側、漢江が河口にある小さな峯で、北朝鮮地域を見ることができるところです。そこで12月25日前後に聖誕記念灯をつけるのですが、北朝鮮側はこれを嫌い、何度も点灯を非難してきました。住民たちも戦争に巻き込まれる恐れがあるので、点灯に反対の声が上がっているそうです。

この宣言の内容は以下のようなことが書かれています。「われわれは平和な共同体を維持し、平和のうちに生きるために、次のような天賦的な権利があることを宣言する。われわれは、わが村の未来を自ら決定する権利をもち、決定したとおりに生きる権利と、それを通じて幸福を追求する権利を持つ。当事者である住民の意見に対して、国家が公権力を使い圧力を行使することは、平和権への重大な挑戦である。国の戦争演習など戦争に巻き込まれず生きることが、われらの平和権である。」

(2) 平和権ラウンドテーブル

2012年の10月には、平和運動団体や法学研究所などが共催して、国際的に議論されている平和権に関する議論を韓国の状況でどのように評価し、韓国の平和運動にどう生かすかなどが議論されました。この会議の1部では、国際的な議論の流れが検討され、国連における平和権宣言の準備状況など検討されました。第2部では、日本の平和的生存権、アメリカにおける平和運動、ドイツにおける平和主義および兵役拒否権などが議論され、第3部では、済州島における海軍基地建設反対運動と平和権、平和のための非暴力抵抗運動の正当性などが議論されました。

3. 平和権訴訟

2000年代にはいくつかの平和権訴訟がありました。2005年の平澤(びょんてく)米軍基地移転協定の違憲訴訟(以下、平澤訴訟)と2007年の戦時増員演習(RSOI)の違憲確認訴訟が代表的な訴訟です。

1) 平澤訴訟

(1) 請求人側の主張

1032人の平澤の住民は、'平澤米軍基地移転協定'と'移転合意書'が自分たちの平和的生存権などを侵害したと主張しました。全国の駐韓米軍基地を統合し、平澤に集中再配置することは平澤を米軍の東北アジア基地、または世界的基地にするつもりであって、平澤の住民らを戦争に巻き込む恐れがあり、平和的生存権を侵害すると主張しました。請求人側は平和的生存権について次のように述べています。

“平和的生存権とは、各個人が武力衝突と殺傷に巻き込まれず平和に生きる権利を意味する。憲法が保障する基本権のうち、生命権が最高の位置を占めているとともに、平和的生

存権も韓国憲法第10条^{※1} から由来する幸福追求権のなかで高い位置を占めている。武力衝突と殺傷から自由でなければ生命と身体の安全を奪われ、また威嚇される可能性が高く、幸福追求権の他の内容を実現することができない。

平和的生存権は各個人が加害者にならず、自分の人間性と人間としての尊厳と価値および平和を失わない権利までも含む概念である。他人の生命と身体の安全を侵害しない権利は生命の尊厳からくる。相共存する人間本来の生活方式によって他人を殺傷せずに人間としての尊厳を守ることが人類の普遍的な価値を反映したものである。ところが、自分の意思とは関係のない国家政策によって武力衝突が起こり、その結果、他国民の生命または安全を侵害する場合、生命の尊厳が破壊されるのみならず、人間性も破壊される。そうすると憲法上の基本権も実現することが難しくなる。したがって、平和的生存権は核心的な基本権として認められるべきである。”^{※2}

(2) 憲法裁判所の判断

憲法裁判所は1032人によるこの訴願は憲法訴願の実質的な要件の一つである基本権の侵害がないとして本案判断には入りませんでした。

しかし、憲法裁判所のこの決定については評価しうるところもありました。韓国憲法には日本国憲法と異なり、'平和のうちに生きる権利'という明文の規定はありません。にもかかわらず、60年におよぶ韓国憲法政治史のなかで、はじめて平和的生存権が憲法上の権利であると、憲法裁判所が述べたところで意味をみつけることができます。非常に意義深い決定であると思われます。この点について憲法裁判所は以下のように述べています。

“請求人達はこの事件の条約('平澤米軍基地移転協定'と'移転合意書')による米軍基地の移転は駐韓米軍を防衛的軍事力から攻撃的軍事力に変換するためのものであり、したがって、これは幸福追求権から認められる平和的生存権、すなわち各々の個人が武力衝突と殺傷に巻き込まれず、平和的な生き方をする権利を侵害したと主張する。今日、戦争とテロ、もしくは武力行為から自由になることは、人間の尊厳と価値を実現し幸福を追求するための基本的な前提であり、別にこれを保護する明示的な基本権がなければ、憲法第10条(人間の尊厳と幸福追求権)、第37条1項(包括的基本権)から、平和的生存権という名でこれを保護することが必要である。その内容は侵略戦争に強制されず平和的に生存することができるよう国家に要請する権利であるとみることができる。”^{※3}

なお、考えてみれば、この決定は平和的生存権にいわゆる市民権を認めたこと以上の意味もあります。実は、韓国において'平和'という言葉は長くタブーとされた言葉の一つであります。ある国会議員は1986年、平和統一が国の第一の目標であると国会で主張したことで、国家保安法違反で逮捕されたこともありました。^{※4} 平和統一は、共産主義による平和統一も容認するので、資本主義または自由民主主義による統一という国の目標に相矛盾するという理由でし

た。いずれにせよ、‘平和’という言葉より馴染みのある言葉は‘必勝’であったでしょう。軍隊が存在し、北朝鮮と長く対決しているため、戦って勝つことが当たり前と考えられる傾向があります。なお、北朝鮮が対米戦略として米軍の撤退と平和協定の締結を主張してからは、平和という言葉を使うことは、反米もしくは親北朝鮮的であると誤解されやすかったわけでした。平和を主張する運動は反政府運動でありながら親北朝鮮と見られ、‘反民主的で人権抑圧的な体制の下では平和運動を築き上げることが困難’な状況がしばらく続きました。^{※5}

にもかかわらず、平和という言葉が憲法裁判所で、しかも平和的生存権の形で認められたことは韓国憲法の平和主義が一步前進する契機になると期待されました。

2) 2007年の戦時増員演習(RSOI)の違憲確認訴訟

(1) 請求人側の主張

請求人側は次のように 戦時増員演習(RSOI)の違憲性を主張しました。

“第1に、韓国政府が2007年3月に行った戦時増員演習(RSOI)は、北朝鮮を相手として計画された作戦計画5027による先制攻撃訓練であるがために、韓国憲法の第5条(国際平和の維持、侵略戦争の否認)、憲法第4条(平和的統一政策樹立の義務)、憲法前文(恒久的平和)に違反する。

第2に、韓国軍の統帥権者である大統領は、戦時増員演習(RSOI)に韓国軍隊を参加させたことによって休戦状態の朝鮮半島に予測不能の戦争の危険性を高め、結局、韓国憲法第5条などの平和主義に違反した。なお、南北を含む周辺6カ国による第5次6者会談で合意した平和共存の原則に違反する。しかも、このような訓練によって緊張感が助成され南北の交流と和解などが侵害される。

第3に、戦時増員演習(RSOI)は“侵略戦争に強制されず、平和的生存ができるよう国に要請する権利である平和的生存権を侵害する”^{※6}

(2) 憲法裁判所の判断と評価

憲法裁判所はこのような主張を門前払いしました。そして、平和権に対する立場を次のように変えました。

“請求人の基本権侵害を前提として求められたこの審判請求は、不適格であるがために却下する。なお、平和的生存権は侵略戦争に強制されず、平和的生存ができるように国に要請する権利であるとした2006年2月23日の決定(2005憲マ268)はこれを変更する。”^{※7}

この決定は、まず、平澤米軍基地移転違憲訴訟からわずか3年も経たないうちに、平和的生存権を抽象的理念に過ぎないと切り下げた点で、平和運動側には大きな衝撃を与えました。

憲法裁判所が、平和的生存権を権利でなく抽象的理念にすぎないとした理由として挙げたのは、第1に、平常時の軍事訓練、軍事基地の建設などは侵略戦争に該当しないこと、第2に、

軍事訓練のような公権力の行使を阻止しようとする人権は実効的に保障されないことでした。

しかし、それにも関わらず、その後、平和権は市民社会はもちろん学会などでもより活発に議論されるようになりました。先に挙げた平和権宣言もそうであるし、平和権ラウンドテーブルもそうです。最近では、憲法学会の判例百選にも名前を挙げるようになりました。

4. 平和国家作り運動と平和主義の見直し

韓国の平和軍縮運動で有名な「参与連帯平和軍縮センター」では、2006年から新しい平和運動の鍵概念として平和国家作りを提示し、これを市民社会運動と接合しようとしてきました。平和国家とは安保国家と対比する概念であり、平和こそ国益であり、人間の安全保障、軍縮、平和外交、平和的生存権などを実践プログラムとして提示してきました。

対外関係の側面では、北朝鮮と新しい関係を作ること、アメリカとの軍事同盟を平和的に見直すこと、東北アジアにおける平和のための市民社会ネットワークを構築することなどを提示しています。

このような鍵概念の下で、政府の軍事外交政策に関する監視、論評、反対行動、セミナーなどを続けております。毎年、平和白書を出しておりますが、これは国側による一方的な国防白書などに対応するためです。

そして、毎年、軍縮博覧会を開く、韓国をめぐる軍備の状況などに関する市民向けの広報活動を広げ続けています。

5. 結び

平和権宣言に関する諮問委員会の報告書が提出され、平和権宣言草案のための作業部会が開かれていることが韓国でもかなり知られています。なお、韓国政府がアメリカ、日本などとともに反対の票を投じていることも知られ始めています。

スペインの場合、韓国政府のように平和権促進決議をする際に反対票を投じましたが、サンティアゴ宣言採択後はスペイン国際人権法協会の役割などで反対しなくなったことなどを聞いております。

韓国でも、来年の2月の作業部会に向けて韓国の市民社会の声を意見書の形で出すつもりで用意しています。平和的生存権は日本のみのもの、あるいは日本独特のものではありません。日本国憲法前文にもよく表れていますが“全世界の人民が恐怖と欠乏から免れ平和の内に生きる権利”であると思います。

¹ 韓国憲法第10条：すべての国民は人間としての尊厳と価値を保持し、幸福を追求する権利を持つ。国家は個人がもつ不可侵の人権を確認しこれを保障する責任を負う

² 憲法訴訟請求書 29-30頁

³ 平澤(びよんてく)米軍基地移転違憲訴訟(2006.2.23/2005憲マ268)304頁。

⁴ 俞成煥(ゆそんふあん)議員事件(大法院1992年9月22日、91ド3317)

⁵ 現代戦争の特質と人権侵害については、山内敏弘、『平和憲法の理論』(日本評論社、1992年)250頁以下を参照されたい。

⁶ 戦時増員演習(RSOI)の違憲確認訴訟の憲法訴訟請求書 4頁。

⁷ 戦時増員演習(RSOI)の違憲確認訴訟(2009.5.28/2007憲マ369)4頁。

日本の立憲主義と平和への権利

弁護士／伊藤塾塾長 伊藤 真



1. 日本国憲法の徹底した恒久平和主義

日本国憲法は、9条1項で、「戦争の放棄」を規定します。これは国連憲章をはじめとした「戦争は違法である」とする世界の流れを汲んだ普遍的な価値を表現した規定といえます。憲法で平和主義をうたう国は150カ国にも及ぶといわれています。その意味ではこの憲法9条1項の戦争放棄条項は日本独自の規定とはいえません。

それに対して9条2項はかなり特徴的です。戦力の不保持、交戦権の否認を規定することによって、どんな名目の戦争や武力行使もしないことを明確にしました。こうした徹底した恒久平和主義は、自衛のための戦争、民主化のための戦争、人道のための戦争、テロ撲滅のための戦争などさまざまな名目をつけて戦争や武力行使を例外的に肯定する国がまだまだ多い中で、かなり特徴的なものです。

さらに日本国憲法はその前文第2項において、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と明記しています。平和的生存権と呼ばれる人権です。平和を単なる政策としてとらえるのではなく、人権としてとらえるものです。そこには、平和をあらゆる手段によって実現していこうという姿勢を看取することができます。

このように日本国憲法の定める平和主義は、一切の戦争および武力行使を禁止している点と平和を人権として規定している点の2つの点において大きな特徴をもった憲法といえます。

2. 立憲主義による戦争規制

憲法前文1項には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあります。わざわざ戦争を政府つまり国家が引き起こすものだということを明確にして、その政府すなわち国家権力を憲法で縛って戦争をさせないようにすることがこの憲法の目的であると、立憲主義の観点から確認しています。

立憲主義とは、個人の尊重のために、国家権力を憲法で拘束して、もって基本的人権を保障する基本理念です。戦争は最大の人権侵害であり、個人の尊重を踏みにじる最たるものですから、個人に着目して人権保障を目的とする近代立憲主義憲法が、憲法による戦争の規制、軍事力の抑制に関心を持つのは当然のことです。日本国憲法においても、この立憲主義を徹底するために、9条2項、そして平和的生存権を規定したのです。軍事力をいかに憲法でコントロールするかは日本国憲法の最大の目的といってもよいものです。

では、日本国憲法を含む近代憲法の存在理由でもある立憲主義とはなんなのでしょうか。ここで再確認しておきましょう。

日本国憲法は、イギリス、アメリカ、フランスなど、近代立憲主義諸国の憲法の本流を引き継いでいます。個人の尊重を最も重要な価値と捉え、人は生まれながらに生命・自由・財産の権利、すなわち「自然権」をもっており、これを守るために、市民が契約によって政府をつくりあげました。そして、この契約による政府が正しく機能しないときには、市民はこれに抵抗する権利もっている。イギリスのジョン・ロックという思想家は、国民と国家の関係をそのように捉えていました。これが初めて具体化されたのが、1776年7月4日のアメリカ独立宣言でした。

このように、政府の権力は市民との契約にもとづくものですから、その権力を行使するときにも契約に拘束されることになります。この「契約」にあたるものが憲法であり、この仕組みこそが立憲主義なのです。すなわち立憲主義とは、すべての人々を個人として尊重するために憲法を定め、それを最高法規として国家権力を従わせ、人権保障を実現する思想です。

さて、国王が横暴を働くおそれのある中世ならいざしらず、民主主義の現代において、なぜ立憲主義が必要なのでしょう。民主主義国家では、国民の多数意思に従って政治的なものごとが決められていきます。日本の政治制度も同様です。選挙で多数を占めた政党が国会の多数派になって立法権を担い、そこで国の政策の根幹が決定されます。内閣総理大臣もそこで選ばれます。その内閣総理大臣は国务大臣を選んで内閣を組織し、内閣が行政権を担います。その内閣は裁判官を選び、裁判所が司法権を行使します。つまり、国会、内閣、裁判所という権力の担い手は、最終的には国民の多数意思に基づいて成り立っているのです。

では、この多数意思は常に正しいのでしょうか。時々多数意思が過ちを犯す危険をもつことは、ナポレオン帝政やナチスドイツに見るように歴史の示すところです。国民の多数が熱狂的に戦争を支持した戦前の日本も同様でした。イラクに大量破壊兵器があるという情報を信じたアメリカ国民は、当時のブッシュ大統領を支持し、イラク戦争が始まりました。しかし大量破壊兵器は見つかりませんでした。不正確な情報に踊らされ、ムードに流され、目先のことしか見えなくなり、冷静で正しい判断ができなくなる危険性が、私たちの社会にはいつも潜んでいるのです。

それを避けるためには、そのような人間の弱さに着目する必要があります。すなわち、そのような多数意思に基づく行動に予め歯止めをかける仕組みを用意しておかなければなりません。その仕組みこそが憲法なのです。多数決で決めるべきこともあるけれども、多数決で決めてはいけないこともあります。多数決でも変えてはならない価値を前もって憲法の中に書き込み、民主的正当性をもった国家権力をも制限するのが立憲主義という法思想なのです。

3. 天皇制と国民主権

このように近代立憲主義憲法の目標は、人権を保障することにあります。それならば日本国憲法においても1条から人権規定を定めるのが自然です。ところが、第1章(1～8条)は天皇について定めます。第2章(9条)は戦争の放棄について定め、それに次いで第3章でやっと人権保障規定が出てきます。なぜこういう流れになっているのでしょうか。

それは一言でいえば、日本ではとくに、天皇の権威と軍事力に歯止めをかけることが、人権保

障を徹底するための環境整備に不可欠だと明治憲法時代の反省から学んだからなのです。つまり憲法第1章の象徴天皇制と2章の戦争放棄があってはじめて、3章の人権保障は実質化するということなのです。もうすこし過去の歴史を見てみましょう。

戦前の日本では、国家神道が国民生活全体を支配していました。そこでは天皇が現人神(あらひとがみ)として絶対化され、その地位は天(あま)照(てらす)大神(おおみかみ)の意思、つまり神勅(しんちよく)にもとづくものとされていました。その権威に基づいて天皇は統治権の総攬(そうらん)者(しゃ)、つまり国家権力のすべての作用を一手にまとめる立場にありました。

明治憲法下におけるこのような天皇主権の国家体制は、様々な弊害をもたらしました。その最たるものは、国家権力を暴走させて戦争を引き起こしてしまったことです。天皇の統帥大権(軍の作戦用兵を決める権限)は、議会による関与はもちろん、国务大臣による輔弼(ほひつ)(意見を進言すること)なしに行うことができました。これを、統帥権独立の原則といいます。軍部は天皇の名の下に直接に政治に介入し、国家神道と結びついて社会生活そのものを支配しながら戦争に突入していきました。天皇陛下のための戦争だと言われれば、誰も戦争の方針に反対することはできなかったのです。

国内外で多くの人を傷つけ、死に至らせるのが戦争です。人権保障の対極にあるこの戦争という国家権力の暴走に歯止めをかけられない憲法は、立憲主義憲法とはいえません。そこで日本国憲法は、1条で国民主権を宣言しました。国民主権の下での天皇の地位は、神勅ではなく国民の総意に基づくこととされました。神ではなくなった天皇は国家権力を動かし戦争をする権限を失いました(4条)。天皇が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であることを象徴天皇制といいます。しかしそれは、天皇が「日本の象徴としての役割を積極的に果たしていく」ことではなく、象徴としての非政治的行為しかできないという意味なのです。こうして憲法は、人権を守るために、天皇を政治的に悪用して戦争をはじめることができないようにしたのです。その上で、第2章戦争放棄において、あらゆる名目の戦争も武力行使も禁止する徹底した恒久平和主義を規定したのです。日本は、先の戦争の反省に立ち、そのときどきの多数派が「国を守るため」とか、「国際貢献」という美名に惑わされて間違った判断をしないように、予め、戦力そのものをもたないことにして、戦争が絶対にできないようにしたのです。

こうして憲法のあらゆるレベルで根本的な価値の転換を行いました。

まず、すでに述べたように天皇主権の国から国民主権の国に変わりました。そして明治維新以来71年間、戦争し続けた国から、政府に戦争をさせない国になりました。天皇から恩恵として与えられた「臣民の権利」が法律の範囲内で保障されたにすぎない国から、誰もが生まれながらに人権を保障される天赋人権思想の国に変わりました。また、国のために死ぬことはすばらしいと子供たちに教え込み、戦争に教育を利用した国から、教育内容に国は介入しないことになりました。靖国神社など宗教を国家統一や戦争遂行のために利用した国から、政治は宗教にかかわらない政教分離の国になりました。障害者、女性、子どもをときに戦争に役に立たないとして差別した国から、差別のない国をめざすことにしました。貴族・財閥・大地主がいて大きな格差がある国から、こうしたものを排除して格差を是正する国になりました。障害や貧困などを抱える社

会的弱者がいても自己責任として放置する国から、福祉を充実させて助け合える国に変わりました。そして何よりも国家のために個人が犠牲になることはすばらしいと称えられた国から、あくまでも個人の幸せのために国家は存在するのだという個人の尊重の国に変わりました。つまり、国家や天皇を何よりも大切にする国から、一人ひとりを大切にする国に大きく転換したのです。

それが憲法13条の「すべて国民は個人として尊重される」という規定です。

全体主義、国家主義の国から、個人の尊重のための立憲主義を基本理念とする国に大きく変わり、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義という基本原理を重視する国に変わったのです。

4. 人権としての平和

立憲主義憲法の目的は個人の人権保障です。そこで憲法の目的であるところの人権として平和を規定することは、まさに立憲主義にかなうことです。とくに民主主義の時代の政府は民意を反映した民主的な国民の多数意思として政治を行いますから、少数者の声が無視されてしまうことがあります。しかし、いくら多数決によっても個人の人権を侵害することはできないのです。仮に個人の人権が侵害されたときには、その個人は裁判所を通じて人権侵害の是正を求めることができます。これが違憲審査権です。

この裁判所の違憲審査権を通じて、一人一人の個人は、仮に国民の多数が戦争に賛成であったとしても、平和的生存権という人権侵害を裁判所に訴え、司法を通じて是正する形で国家に平和を実現するように求めることができるのです。

民主主義のルートを通じての平和の実現とともに、個人のレベルでの人権のルートを通じての平和の実現を可能にしたのが、平和を権利として規定した平和的生存権の先駆的な意義といえます。

国家はときに個人の人権を侵害してまでもその政策を実現しようとする場合があります。国家の目的を実現するために市民の人権が侵害されることがあるのです。それを憲法で防いでいこうとする立憲主義の理念と、国家の戦争行為を平和への権利という人権によって国際的に規制していこうとする「平和への権利」の考え方は相通じるものがあります。

確かに「平和への権利」は憲法によって縛られる側の国家同士の条約という形で実現することを目指しています。日本政府にもこれに賛成するように働きかけていかなければなりません。憲法によって縛られる側の政府に市民が「平和への権利」の実現を求めることは、主権者が憲法を通じて国家権力をコントロールするという立憲主義の理念に合致しています。

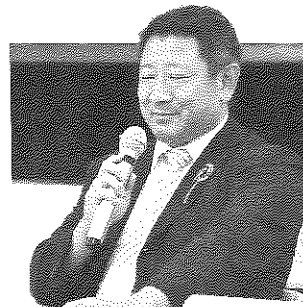
政府にしろ各種市民団体にしろ、それらの活動を支持して支えるのは、なんといっても市民であり、結局は市民の主体性が決め手になります。政府が「平和への権利」を積極的に推進できるのも、市民の多数の支持があってこそ可能になることです。平和は自分の人権を守るために不可欠な環境です。その意味で、平和の実現、そのための「平和への権利」の実現は他人事ではなく、人権の主体である私たち自身の役目なのです。

日本国憲法の平和主義と平和への権利について

名古屋学院大学准教授(憲法・平和学) 飯島 滋明

【1】 日本国憲法の平和主義の内容

日本国憲法の平和主義ですが、主に憲法9条と憲法前文からなっています。憲法9条ですが、1項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とされ、2項では「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定められています。こうした規定が設けられた背景については後で述べますが、諸外国のように「侵略戦争」を禁止するだけでなく、一切の戦争、さらには「武力による威嚇または武力の行使」が「永久に放棄」されています。さらには、「戦力」を持たないことや「交戦権」を否認するなどの内容を持つ、徹底した「平和主義」が採用されています。



そして前文ですが、至るところに平和への決意が示されています。そうした箇所についてはあとで言及しますが、ここでは「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として、「平和的生存権」が定められていることを紹介します。この「平和的生存権」の内容ですが、武力で国際紛争を解決することが禁止されるなどの内容は憲法9条と同様ですが、憲法9条とは異なる性質の内容も含まれています。たとえば山内敏弘先生は「日本自身が一切の戦争や武力行使を行わないことによって、また、『構造的暴力』を除去するための国際協力を積極的に行なうことによって『ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する』ことができるように努めることを政府の責務としている」と述べています。山内先生の発言のように、平和的生存権を根拠として、日本政府には国際社会での平和実現のために積極的な役割を果たす責務があります。国際社会で武力紛争が発生しそうになったとき、どちらか一方に加担して武力の行使を支援・加担することは禁じられ、武力紛争が起こらないような外交を展開することが日本政府の責務と言えます。また、ガルトウングの言う「構造的暴力」、具体的には国際社会に存在する貧困や差別などをなくすため、日本政府はやはり積極的な国際協力を行なう責務があります。憲法9条は政府に対して「軍隊の保持」や「交戦権の行使」を禁止している「禁止規定」ですが、「平和的生存権」は軍による生命や健康の剥奪や侵害を禁止するだけでなく、日本が国際平和実現のために積極的な役割を果たすべきという、国際社会への積極的な関与が求められています。

【2】 日本国憲法の平和主義の成立背景について

(1)「避雷針憲法」

日本国憲法が制定された当初、日本国憲法は「避雷針憲法」などとも言われました。敗戦当時ですが、日本の支配者の最大の関心は天皇の地位や天皇制を擁護することでした。ただ、国際社会の世論は天皇の責任に関してはかなり厳しいものがありました。天皇の名のもとに行なわれた日本の侵略戦争によって、近隣諸国の民衆は約2000万人も犠牲になりました。また、従軍慰安婦として心ならずも日本兵の性の相手をさせられた女性も、一説では20万人とも言われています。日本の戦争遂行のために本人の意思に反して強制的に働かされた朝鮮人や中国人など少なくありませんでした。こうした人たちは「生命」そのものを奪われなくても、まさに「人間の尊厳」が蹂躪されたのです。日本の侵略戦争によって言語に絶する被害を受けた近隣諸国の民衆は天皇の処罰や天皇制の廃止を求めています。アメリカの世論でも、天皇の処刑を求める人は33%、天皇制の廃止を求める人は8割近くになりました。マッカーサーも日本の支配者と同様、日本の占領支配を順調に行なうためには天皇を利用することが得策だと考えましたが、そのためには日本の侵略戦争によって莫大な被害を受けた人々に対し、日本が2度とこうした非人道的な侵略戦争をしないという意志を国際社会に示す必要がありました。日本国憲法で「戦力不保持」「交戦権の否認」「戦争の放棄」といった、徹底した「平和主義」が採用された背景には、天皇制を維持するという目的がありました。

ただ、憲法9条の成立背景には、沖縄を軍事基地化すれば日本本土が非武装でも構わないというGHQの判断があったことも忘れられてはなりません。アジア・太平洋戦争末期、天皇や権力者は東京から長野県松代に逃げる準備をしていましたが、その時間稼ぎとして沖縄には徹底抗戦の命令が出されました。その結果、沖縄の地上戦では20万人もの犠牲者が出ました。沖縄は「捨て石」にされたのですが、憲法9条の制定に際して沖縄の軍事化が前提とされ、またしても沖縄は「捨て石」にされたのです。そして、現在も米軍基地の被害を沖縄の住民が受け続けていることも忘れられてはなりません。

(2)「戦争違法化」に向けた国際社会の流れの影響

日本国憲法の平和主義は、「戦争違法化」に向けた国際社会の流れの影響を受けています。そこで「戦争違法化」に向けた国際社会の流れを簡単に紹介します。19世紀から20世紀初めまでは、政治目的の実現のために戦争に訴えることは国家の正当な権利と考えられていました。こうした考え方は「無差別戦争観」と言われます。しかし、第1次世界大戦をきっかけとして「無差別戦争観」が放棄され「戦争違法化」のながれが生まれます。科学技術の発達により、戦車、毒ガス、潜水艦、航空機などの近代兵器が戦争で使用された結果、戦争による被害はそれまでとはくらべものにならないほど大きくなりました。第1次世界大戦では2000万人もの犠牲者が出ました。第1次世界大戦終了から4年後の1922年でもドイツの西部戦線では死骸が野ざらしにされているような状況でした。そこで、こうした壮絶な被害をもたらす「戦争」を禁止しようとする流れが国際社会に生まれます。1919年の「国際連盟規約」や1928年の不戦条約では「戦争」が禁止されました。ただ、こうした国際社会の取り組みにもかかわらず、1939年9月には第2次世界大戦がはじまりました。それより先、日本は1931年9月に

満州に対して武力侵略を行ない、1937年7月には日本は中国との全面戦争がはじまりました。こうした国際情勢の中で、ルーズヴェルト大統領は1941年1月16日に議会あての年頭教書で、いわゆる「4つの自由宣言」を行ないました。ルーズヴェルトは「言論の自由」「信教の自由」と並び、以下の発言をしました。つまり「第3は世界全体にわたる欠乏からの自由であり、あらゆる国家がその住民に健康で平和な生活を保障できるように、経済的結びつきを強めることである。第4は、世界の至る所にある恐怖からの自由であって、これは世界的規模で徹底的な軍備縮小を行ない、いかなる国も武力行使による侵略ができないようにすることである」。この「ルーズヴェルト宣言」を踏まえて宣言された、1941年8月14日の「大西洋憲章」でも、「地上のあらゆる人間が、恐怖と欠乏からの自由のうちにその生命を全うするための保障となる、平和を確立することを願う」とされていました。日本国憲法前文で明記された「平和的生存権」の源泉は「ルーズヴェルト宣言」と「大西洋憲章」であることはよく知られています。1946年のフランス第4共和制憲法での「侵略戦争放棄」規定(前文)、1947年イタリア憲法での「侵略戦争及び主権制限条項」(11条)、1949年のドイツ連邦共和国基本法での「侵略戦争放棄条項」(26条)や「良心的兵役拒否権」(4条3項)など、「戦争違法化」の影響を受けた憲法は少なくありませんが、日本国憲法もこうした外国の憲法と同様に、「戦争の違法化」の流れの影響を受けています。そして、「戦力の不保持」(日本国憲法9条)などの規定は「常備軍廃止」(12条)を定めた1949年コスタリカ憲法と同様に、「武力行使の違法化」にむけてさらに進んだ憲法と称することができます。

(3) 悲惨な戦争体験

最後に、日本国憲法の平和主義成立の背景として、悲惨な戦争体験を挙げるすることができます。日本の侵略戦争により、近隣諸国の民衆2000万人もの犠牲が出たことは紹介しましたが、日本国民の被害も決して少ないものではありませんでした。310万人もの犠牲が出ています。沖縄戦でガマから国民を追い出した事例や「強制集団死」に代表されるように、軍が国民を犠牲にすることも少なくありませんでした。「戦争反対」などと発言をすれば、憲兵から容赦ない暴力を受けました。戦争はこうして国民にも莫大な被害をもたらしました。しかも、餓死で有名なレメヨン島では一般兵士は無残な餓死に追い込まれるのに対し、太った将校が生きて帰ってきたり、満洲からの撤退の際に国民にはソ連侵攻の事実を知らせずに置き去りにして政治家や軍の上層部だけはこっそり逃げたなど、政治家や軍の上層部が国民を平然と犠牲にすることも明らかになりました。そして、一般国民には死を強制しながら自分たちは生き残った政治家や軍の上層部に対する強烈な不信感が国民の間に生まれます。政治家や軍に対するこうした不信感も、日本の平和主義の原点となっています。

【3】「平和的生存権」をめぐる裁判について

ここで平和的生存権に関する日本の裁判の状況を紹介したいと思います。自衛隊の合憲性が争われた「恵庭事件」をはじめとして、日本でも「平和的生存権」をめぐる裁判がなされてきまし

た。憲法9条のように憲法の本文でなく、当時は宣言的意味を持つにすぎないと考えられていた「前文」で規定されていたこともあり、「平和的生存権」に関しても「裁判規範として、なら現実的、個別的 content を持つものとして具体化したものではない」(長沼訴訟控訴審判決)との判断が一般的でした。ただ、裁判でも「平和的生存権」が裁判規範性を有する具体的権利であることが判示されたものもあります。

たとえばイラク自衛隊派兵違憲判決を紹介します。この判決で名古屋高等裁判所は「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和への基盤なしには存立しえないことからして、全ての基本的人権の基盤にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」とした上で、「例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利がある」と判示して、「平和的生存権」が裁判規範性を有する具体的権利であることが認められています。岡山地裁判決(2009年2月24日判決)でも、「平和的生存権は、すべての基本的人権の規定的権利であり、憲法9条はその制度規定、憲法第3章の各条項はその個別的人権規定とみることができ、規範的、機能的には、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、また、これらが具体的に侵害された場合等においては、不法行為法における非侵害利益としての適格性があり、損害賠償請求ができることも認められるべきである」と判示されています。

【4】「平和への権利」と「平和的生存権」の関係について

「人間の尊厳」を蹂躪する最たる行為である「戦争」を違法化しようとする「戦争違法化」の流れをさらに深化させるものが「平和への権利」です。「平和への権利」との名前から明らかなように、「平和」を権利と捉えることにより、武力行使をする国の行為は「権利侵害」とされる可能性が出ます。国際社会から「武力行使による権利侵害をしている」と指弾されることは、武力行使に対する大きな歯止めとなることが想定されます。つまり「武力による威嚇又は武力の行使」に対して大きな歯止めとなり得るのです。だからこそ、いざという時に武力介入の余地を残したいと考えるアメリカやEUなどは国連人権理事会の場で「平和への権利」採択に強烈に反対してきました。

ここで日本国憲法の前文をご覧ください。日本国憲法の前文には、平和を維持する決意に満ちた文言がいたるところに存在します。「日本国民は、恒久の平和を念願し」と前文にあるように、日本国民は世界のいかなる場所でも武力紛争が起こるのを望まないと憲法で明記されています。さらに、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと

努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」としているように、ガルトウングの用語で言えば、「武力行使」が行われないという「消極的平和」だけではなく、差別や貧困などの「構造的暴力」をなくすための「積極的平和」の実現のために「名誉ある地位を占めたいと思ふ」と、その決意を述べています。さらには、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として、「構造的暴力」を除去するための国際協力を積極的に行なうことが日本国政府の責務であることが繰り返し述べられています。こうして憲法前文では、国際社会での平和構築のために積極的な役割を果たすべきことが繰り返し述べられているのです。

そうした日本国憲法の平和主義の理念からすれば、国連人権理事会、最終的には国連総会で採択が目標されている「平和への権利」に対して、日本政府がどのような対応をとるべきかは一目瞭然だと思います。いままで紹介したように、憲法前文では国際社会での平和構築に向けて積極的に関与することを政府の責務だと繰り返し述べられています。憲法前文の最後は、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」との、強い決意で締めくくられています。戦争や武力行使は人間の生命や尊厳を根本から蹂躪する、人権侵害の最たる行為です。そうした事態が起こらないよう、日本政府が積極的に国際社会での役割を果たすことが求められています。それゆえ、国際社会での武力紛争の障害となり得る「平和への権利」の採択に向け、日本政府が積極的に働きかけることで、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位」を占めることが可能となるでしょう。

(会場発言) 韓国の良心的兵役拒否

平和博物館／「戦争のない世界」活動家 イ・ジョウン

平和博物館&戦争のない世界活動家。戦争と暴力を防ぐために誰かが銃を降ろさなければならないと考え、良心的兵役拒否を選んだ。1年6か月の実刑を受け、ソウル拘留所で収監生活を過ごし、2011年11月に出所。出所後は、市民団体の「平和博物館」と「戦争のない世界」で平和運動を継続している。(「9条ワカモノ会議」より)



こんにちは。私は韓国で反戦平和運動をしているジョウンと言います。平和に関する論議の一助になればということで、韓国の良心的兵役拒否について簡単に紹介させていただきます。

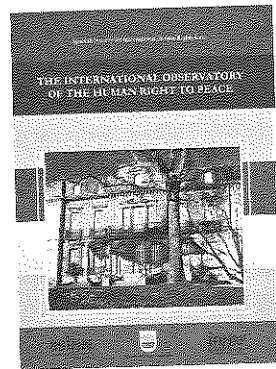
私は良心的兵役拒否者です。韓国では、一定の年齢に達した青年たちはすべて軍隊に徴収され、軍事訓練を受けることになっています。しかし、私の反戦平和主義の信念は、軍隊から要求される価値と相いれないと考えて兵役を拒否しました。

それにより1年6か月の間、監獄に入れられました。韓国の兵役拒否者は、毎年700名ほどになります。60年間に、17000名を超える青年たちが兵役を拒否し、軍隊の代わりに監獄に行きました。もちろん、彼らの大部分は「エホバの証人」というクリスチャンです。私は宗教をもちません。私のように宗教ではなく、反戦平和主義の信念で兵役拒否した政治的兵役拒否者は、17000名中50名ほどです。

50名の中のある人は、現役軍人であり、韓国軍隊のイラク派兵に反対し、兵役を拒否しました。また、ある人は小学校の先生ですが、子どもたちに平和と愛を教えながら矛盾する戦争訓練を受けることができないとし、兵役を拒否しました。また、ある人はデモ隊を鎮圧しなければならない戦闘警察でしたが、市民を鎮圧せよという命令についていくことができないと兵役を拒否しました。

良心的兵役拒否者たちは、反軍事主義をもとに平和主義を実践しようと言います。彼らの行為は「不服従と良心的拒否の権利」として平和への権利と重なることだと考えます。韓国の良心的兵役拒否についての紹介が、平和への権利の議論の一助になることを望みます。

「平和への人権の国際監視 (545ページ英語本)」—その普及とボランティア翻訳
理事 塩川頼男



2014年内に「平和への人権の国連総会宣言化」を目指す世界の市民社会の法典化運動の3冊目の本が2013年3月に発行され、同年6月に私たちの手元に到着しました。これは当初2012年9月に発行される予定で、英文750ページ、価格1万円で予約を取り始めましたが、発行が遅れていたものです。実際の書名は「平和への人権の国際監視」となり、英文545ページ、価格1万円となりました。内容はこの世界の市民社会の法典化運動の頂点をなす2010年12月9、10日のサンティアゴ会議の記録と2011～2012年の2年間の国連人権理事会を中心とする国連内の法典化運動に関する進捗記録で、この運動全体

の重要な一里塚をなす文書です。

この英語本の普及過程でいろいろな声が寄せられました。必ずしも英語を読むことが得意でない多くの方がこの運動に理解を示して購入されたことです。それらの方からはこの普及運動の進捗状況を知らせる読者ニュースを出したらどうか、日本語でも読みたいなどの声が寄せられました。それらの声に応え、既に「読者ニュースNo.1およびNo.2」を発行し、ボランティア翻訳者を募り6人の応募を得て、分担翻訳を開始しております。

この「平和への人権の国際法典化」の運動全体の進行は、米国、EU諸国、日本、韓国などの諸政府の反対も強く、必ずしも平坦な道ではなく、紆余曲折といろいろな困難も伴うものと思います。そういった時に、立ち返ってきつと力をもらえる本になると思います。ぜひこの英語本の普及と翻訳ボランティアの応募と翻訳の進行、日本語本の発行にご協力いただきたく思います。

フィリピン国際シンポジウム／移民問題

フィリピンの反基地運動国際シンポジウム
およびフィリピン人権国際会議

青山学院大学教授 新倉修

2013年7月16日から21日まで、フィリピンのマニラ市で2つの国際会議があった。一つは中心地区マカティにあるホテルで、16日の朝から18日の昼まで「平和と主権を擁護し、人民連帯を構築する: アジア太平洋へのアメリカの戦略的旋回軸政策、アメリカの軍事主義、介入と戦争に関する会議 (Engaging Peace and Sovereignty, Building Peoples' Solidarity: A Conference on U.S. Strategic Pivot to Asia Pacific, U.S. Militarism, Intervention and War)」という長いタイトルの会議だった。ホテルの食堂と思われるホールを借り切って、コーヒーと水は飲み放題、食事

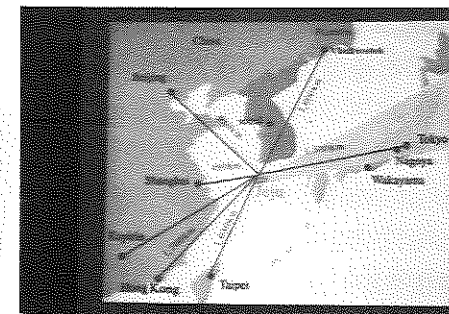


基地建設反対のラインアップ

も間食も運ばれてくるという完全なサービス状態で、宿泊は3人相部屋だが、なかなか広い部屋で気持ちのいい環境だった。夜にアキノ国際空港(第1から第3まである)に着いてまとめて送り込まれた2段ベッド8人収容というホテル(簡易宿泊所のようなホテルの名誉のために付け加えると、シーツは綺麗で、共同だがシャワーもトイレも清潔だった。1階は男、2階は女と分かれていたようだ)に比べれば、雲泥の差と言える。

会議は、基調講演を軸に、各国での状況を話し合うというプログラムで、日本からアジア共同行動(AWC)の人が沖縄の基地問題を中心に話された。アフガニスタンに教会から派遣されたアメリカ人牧師(メソジスト)、グアテマラで布教活動をしているカナダ人神父、韓国のチェジュ

島(済州島)での海軍基地建設に反対している韓国人の牧師や女性画家とこれを支援するアメリカ人(映画制作者)、ダーウィンへのアメリカ海兵隊の駐留に反対するオーストラリア人(労働運動家)、台湾で平和運動を展開している中国人(タクシー運転手だが県議会議員)、オランダに生活しトルコ・イラク・イランにまたがるクルド人の独立運動を訴えているというクルド人、流暢な英語を話す「悲劇の正体」を明かし、ピアスケス島での抵抗運動を伝えるプエルトリコ人(子どもの頃



チェジュ島から北京まで940キロ、上海は490キロ、東京は1580キロ、台北は1030キロという距離

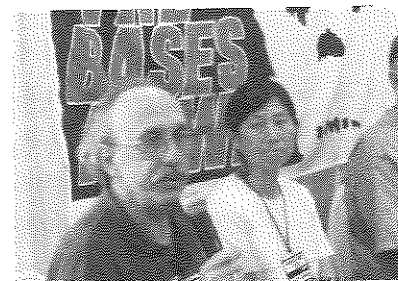
からニューヨークで教育を受けたのは、プエルトリコがアメリカの植民地だからだと訴えた)、そしてもちろん、フィリピンの人たちは、修道尼も社会運動家も学生も労働運動家もいて、多彩だった。あるベストセラーのタイトルをもじって言えば「沈黙を失った多彩な平和民=たいら・かざたみとその受難の年月」という趣がある。

私は招待されたが、役割がなく、自ら志願して決議の起草に加わった。その成果は、決議の中に、「国連人権理事会で平和への権利宣言を勝ち取ろう」という趣旨を盛り込むことだった。また、チェジュ島での闘いを知らせ、国際連帯を訴える言葉には、強く印象づけられた。言語も朝鮮半島の言葉と少し違い、民俗はおおらかで、植生や動物なども対馬暖流・黒潮の影響を受けて豊かであり、柳田国男が「海上の道」と呼んだ沖縄・奄美列島の文物との共通性が多くあるということも、会議の合間に教えてもらった。抵抗の黄色のTシャツを着た女性は、朝鮮半島からこの島に来て、その魅力の虜になり、海軍基地をつくれれば、必ずアメリカ空母と原潜が繫留され、上海、北京も十分射程距離に納め、封じ込めどころか、のど元に突き付けたナイフのように、中国大陸の中樞を狙うことになるので、アジアの平和のためにも連帯して反対しようと呼びかけた。

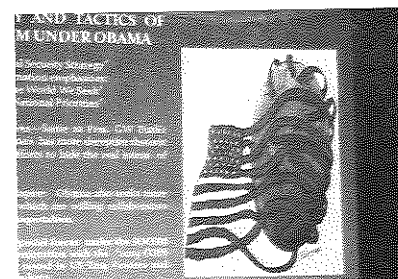
18日の午後から21日までは、フィリピン人権国際会議(ICHRRPP)で、別のホテルであった。フィリピンの人権状況の改善・監視のために国際的な連帯組織をつくるというコンセプトで、多数の参加者があった。フィリピンの全国人民法律家連盟(NUPL)も共催団体に名を連ねて、ゲスト・スピーカーにわがIADL会長ジーン・マイラーさんが登壇し、高校生のときにキング牧師のワシントン大行進と「私には夢がある」演説に胸を躍らせ、ボブ・ディランの「戦争の親玉(Master of Wars)」に目を開かれたという50年前のエピソードを紹介しながら、この2人が触れていない大事なツールは国際人権と国際人道法であり、法律家を人民のためにこの「武器」を鍛え、人民の闘いに連帯すると挨拶した。IADL第18回大会の準備で忙しいベルギーのヤン・フェル



台湾の地方議員と韓国の牧師



チェジュ島の海軍基地建設反対を訴える女性と映画制作で支援する男性



オバマの元での帝国主義の戦略と戦術という画面で、地球が、タコのような星条旗の赤いストライプに絡め取られているイメージ



会議ロゴ



ジーン・マイラー-IADL会長の基調講演



ロメオ・カブロン弁護士を偲ぶ会での司会(男性は国会議員、女性は来日したこともあるフォハ弁護士)



ベルギーのヤン・フェルモン教授



カブロン弁護士の業績をたたえるパネル(ヤン、ジーン、ギル)



NUPL事務局長エドレ・オラリア弁護士

会議では、規約が承認され、国際顧問委員会(International Council Board)が設立され、私も、フィリピンの人権団体の推薦で、委員に任命された。フィリピンでは、相変わらず「略式処刑 Summary execution or extrajudicial killing」が横行し、さらに南シナ海での領土問題(いわゆる南沙諸島=Spratly Islands)をめぐる、中国、ベトナム、ブルネイ、フィリピンの間に争いがあり、海洋条約に基づき国際海洋裁判所に提訴する動きや国際司法裁判所に働きかける動きがあるほか、フィリピンのベニグノアキノ三世大統領は、アメリカ海軍の支援のみならず、日本の海上自衛隊による警備行動を要請している旨公言しているようだ。これに対して、中国は、最近開かれたASEAN首脳会議では、習近平主席とベトナムの首相と会談したりして、ベトナムとの和解ムードを演出する一方で、フィリピンとは「冷たい関係」に終始しているという状況のようである。大阪での9条世界会議にも、ベトナム法律家協会の副会長・ミンタイン教授が参加され、フィリピンからはNUPLの事務局次長を招待したもののビザ取得が手間取り、来日を見送らざるを得なかったけれど、今後も、いろいろな枠組みを活用して、アジアにおける平和共同体の形成に向けて、幅広く力強い歩みを続けることが、フィリピンにおける国内問題とも思われる人権問題の解決に資するものと思う次第である。



フィリピンの弁護士

フィリピン移民の大量強制送還に対するタンゴールミгранテの声明

2013年7月6日、入国管理局により、フィリピンの非正規(在留資格なし)移民の大量強制送還が行われました。このようなことはかつてなく、またその過程において手続違反、非人道的な扱いがなされた可能性があります。タンゴールミгранテ(移民を救え!)は2013年7月17日に声明を出しましたので、以下に掲載します。(笹本潤)

75人のフィリピン人非登録移民の「強制送還」に関する タンゴール・ミ格蘭テの声明

Tanggol MIGRANTE Statement on the "Forced Deportation" of 75 Undocumented Filipino Migrants

タンゴール・ミ格蘭テは日本に在留していた非登録フィリピン人75人の略式送還を弾劾します。これは明らかな人権侵害であり、国際人権法を無視したものです。タンゴール・ミ格蘭テは、移民、一時的移民、難民や避難民の権利を人権侵害およびあらゆる形態の暴力や虐待から擁護する法律家団体、NGO、宗教者団体、在日外国人団体および個人のネットワークです。

タンゴール・ミ格蘭テは、また、この件に関して「非干渉政策」をとり、意図的であるかどうかを問わず75人のフィリピン人の大量送還を急ぐ入国管理局に加担し、それによって彼ら／彼女らが自らの法的問題を解決するためにあらゆる形態の法的救済措置を追求するという個人的権利の侵害を放置し続けたフィリピン政府も弾劾します。

被害者や同じく収容されていた人々の話によれば、75人のフィリピン人は日本の様々な収容施設にいました。同意も警告もないまま、75人の収容者—成人男性53人、女性13人、1歳から5歳までの幼児8人など—は、7月6日の早朝、眠っていたところを起こされ、無理やり成田国際空港に連れて行かれ、警護のために同乗した60人の入国管理局の職員たちとともに、日本政府の負担によって日本航空便でフィリピンに向かうことになりました。

フィリピン出身の非登録移民が大規模にフィリピンへと一斉送還されたのはこれが初めてのことです。タンゴール・ミ格蘭テは、それを「強制送還」と呼びます。なぜならば、法的手続きを無視して略式で行われ、過剰な強制力と拘束力が行使されたこと、さらに重要なことは「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」が定める非登録移民に対する公正で人道的な扱いに関する条項に違反しているからです。これらの75人のフィリピン人移住者は常習犯ではありません。彼らの罪—もしそれが罪だと呼ばれるならば—は唯一、ビザの有効期限よりも超過滞在したこと、あるいは有効な書類をもたずに日本に入国したことだけです。したがって、過度の強制力・拘束力の行使や実際の送還の過程で行われたことの明らかな不正行為は、日本がフィリピンなど貧困国出身の非登録移民をどのように扱っているかについて胸の痛む姿を示しています。

何人かの被送還者や収容者仲間の話は、送還された75人に対する人権侵害で満ちています。

第一に、被送還者のなかには適切な渡航書類なしで強制的に飛行機に乗せられた者もいます。フィリピン外務省のラウル・ヘルナンデス報道官でさえ、現地メディアに対して、有効なパスポートを持たない者にはマニラ到着後に渡航書類が発行されることを認めています。今回のものは「正常な送還手続き」ではなく、この強制送還の違法性をいかにも証明しています。東京のフィリピン大使館は、自分たちが日本の入国管理局と適切な連携をとったと言いますが、これが真実ならば、なぜこのようなことが起こったのか説明する必要があります。

第二に、手錠など過度の強制力・拘束力の行使は不必要であり、徹底的に調査されねばなりません。タンゴール・ミ格蘭テに届いた報告によれば、被送還者の一人はマニラに渡航させられることを拒んだため三人の入管職員に拘束されたときに打撲されました。また、ある被送還者の親族によれば、手錠がはずされたのはニノイ・アキノ国際空港で入国したときのことでした。「手錠の使用は最小限にとどめた」というマニラ日本大使館職員の主張はこれと矛盾しています。

第三に、被送還者のなかには係争中の事案について裁判所の判決を待っていた者もいたと言われています。少なくともあるひとつの家族は仮放免の最中で、裁判所の最終的な判決を待っているところでした。証言によれば、子どもたちを含むこの家族全員が入国管理局に来るように言われたとのことですが、そのまま送還される日までそこに留め置かれました。自分の持ち物を整理したり、他の個人的な必要を満たすために、家に戻ることも許されませんでした。このことが、とりわけ友だちやクラスメートに「さよなら」を言う機会さえ拒絶された幼い子どもたちに、はかりしれないトラウマを負わせたであろうことは想像に難くありません。

しかしおそらく、より深刻な精神的ストレスおよびトラウマは、マニラに到着した直後から始まったことでしょう。長年フィリピンにいなかったということで、特に子どもたちは大きな課題に直面します。フィリピンの言葉や話をせず、新しい環境に見ず知らずの者としてやってきたからです。被送還者のなかには20年から30年もフィリピンを離れている人もおり、行き場所さえないかもしれません。連絡をとる家族や友人がいなければ、現地に再び順応していくことは非常に困難でしょう。すぐに、生きていくための手段を見つけるのがいかに難しいかを改めて感じるようになるのは言うには及びません。

日本は長年にわたってアジア地域で最も厳しい入国管理政策をとってきた国のひとつでした。日本はほとんどあらゆる手段と方法で不法移住に対処し、なんとか入国した人々の権利を抑圧してきました。

例えば超過滞在の疑いのある人への「抜き打ち取締り政策」は犯罪の予防に役立っていません。外国人移民全般が犯罪者扱いされ、そのためにますます虐待や搾取を被りやすくなっていきます。言うまでもなく、この政策は個人のプライバシーを侵害し、有効な在留資格がある外国人移民にも明らかに屈辱を与えてきました。この政策は今でも行われており、外見が日本人のように見えないすべての外国人が巡回中の入国管理局職員や警察官にさえ呼び止められる対象となってきたのです。このような国家政策は、調和のとれた社会の創造を助けるどころか、人種、国籍、ジェンダーの別なく、移民のさらなる周辺化と孤立化をもたらすだけです。

日本で暮らす移民の犯罪者扱いや非登録移民への非人道的な扱いは中止されねばなりません。

ん。日本はグローバル社会のリーダーですが、非登録移民の権利の尊重では遅れています。さらに言えば、日本によるフィリピン出身非登録移民の大量送還は、韓国や中東で進行中の移民への取り締まりに反対する大規模な抗議の直後に行われているのです。

私たちは人権の擁護者として、強制送還を中止することを日本政府に要求します。私たちはまた、7月6日の事件を徹底的に調査することで、日本の入国管理局とフィリピン大使館双方の送還手続きに問題がなかったかどうかを明らかにし、被送還者に対する人権侵害がおこなわれたという申し立てを調べ、さらには権力を濫用し、75名のフィリピン人の誰かに危害を加えた者を処罰するよう要求します。

法の支配にはいかなるときでも従わねばなりません。しかし、人権を守り、すべて人間の尊厳を尊重することが常に優先されなければならない、とタンゴル・ミгранテは考えます。

非登録移民は人間であり、彼ら／彼女らの権利は人権なのです！

非登録移民の強制送還の中止を！

非登録移民の権利の尊重を！

滞日非登録移民の合法化を！

補・Tanggol MIGRANTE(タンゴル・ミ格蘭テ)は「移民を守ろう」の意味のフィリピン語

労働輸出の悲劇

ミгранテ・インターナショナル

ミ格蘭テ・ジャパンは、9月下旬から10月上旬にかけて、岐阜、名古屋、東京(2か所)、仙台で、映画「ミ格蘭テ(フィリピンディアスポラ)」の上映を行いました。
フィリピンの出稼ぎや移民の悲劇を描いた「ミ格蘭テ」のパンフレットに掲載された文章を転載させていただきました。

貧しい国々ではこれまで長きにわたって、外貨獲得や海外送金の源泉として、また、深刻な経済危機により生じた社会不安を和らげるために労働輸出が推進されてきた。

フィリピンなどのいわゆる途上国が採用してきた労働輸出政策の目的は、米国をはじめとする先進諸国のコントロール下にある国際通貨基金(IMF)や世界銀行の意のままになり続けることから生じている失業、不完全就業、土地の剥奪や広範な貧困といった慢性的な問題を解決することにある。

途上国政府は、失業や不完全就業の問題に取り組むうえで労働輸出に頼っている。海外出稼ぎを加速させ、教育訓練制度を労働受入国の需要を満たすように変え、できる限り多くの受入国政府と交渉して自国労働の海外移転を円滑に進めるための政策を定めている。

悪化している労働者の状況

2011年10月までに新たに135万人のフィリピン人が海外への移住を余儀なくされた。国内には機会、ディーセント(まっとう)な仕事および賃金、生計手段および社会サービスが大きく不足しているからである。2010年1月～10月の128万1000人に比べて、約5.3%増加している。

独立系シンクタンクのイボン財団によれば、フィリピンにおける失業者数は2001年から2010年にかけてかつてないほど増加し、ノイノイ・アキノ現政権下でも記録的な水準を更新している。さらに数十万人が不完全就業状態にある。このため、労働力の少なくとも4分の1は仕事を求めて海外に渡航している。2010年末現在、労働力の28%、すなわち1,120万人が失業しているか、または副業を探している。

国家統計局(NSO)は2011年7月、失業率は2010年の7.0%から7.2%へ、また、不完全就業率は17.9%から19.1%へと増加していると発表した。フィリピン人労働者の4人に1人が失業しているか、不完全就業状態にある。

2012年1月の労働力調査(LFS)では、失業しており、積極的に求職活動している割合は64.3%にのぼった。失業者の大半は新卒で、若くて(15～24才が50%、25～34才が30%)高学歴であった。失業者数および不完全就業者数はアキノ政権初年度で60万人以上増加した。

国内で職を得た者も非常に低い賃金に困窮している。マニラ首都圏(NCR)の法定最低賃金と家族の生活賃金(FLW)との差額は大幅に拡大している。2001年の最低賃金はFLWの52%であったが、2011年末には43%(FLW993ペソに対するNCRの最低賃金426ペソ)へと低下した。

政府の無力さ

失業率の悪化は慢性的な低賃金をさらに押し下げる結果となり、現行最低賃金では最底辺の家族が生活を維持していくことさえ不十分である。家計所得の伸びはインフレに追いついていない。マニラ首都圏の平均家庭は1日当たり22～37ペソで暮らしている。すなわち、最低賃金を稼げたとしても、これが支える生活の質は低い。

こうした衝撃的な現実を隠蔽しようと、フィリピン政府は公式貧困線を引き下げること、貧困者数を目立たなくしようとしている。しかし、こうした隠蔽は、飢餓や栄養不良の人口割合が大きくなっていることから白日の下に晒される。イボン財団によれば、貧富の格差はさらに拡大しており、富裕層上位1%の所得は貧困層下位30%の所得に匹敵するという。

また、社会サービス支出も改善していない。フィリピン政府は、教育、保健、住宅および福祉サービスの不足に対処するために十分な資源を手当てすることを怠ってきた。国内総生産(GDP)に対する社会サービスの比率は、年間予算のカットや公益事業の民営化のため低下し続けている。

この30年間で、仕事、より高い賃金および暮らしを求めて海外に渡航する者やすでに移住しているフィリピン人、そして彼ら／彼女からの海外送金は増え続けている。フィリピン経済の労働者輸出および送金に対する依存度は、労働輸出政策が最初に実施されてから空前の規模に達している。

なぜ労働の輸出なのか？

フィリピンの労働輸出が始まったのは30年以上も前のことで、当時のマルコス政権は1974年、失業率上昇の影響を緩和しようとしたのがきっかけである。それ以来、労働輸出は主要な経済政策となり、以降の政権すべてで継承されてきた。というのも、フィリピン人海外出稼ぎ労働者(OFWs)からの送金は巨額にのぼり、また、国家による数多くの強制取り立て、さらには渡航準備、海外移住および帰国時といった移住全体のサイクルで様々な手数料を徴収するからである。

フィリピン政府は現在、渡航前の書類手続きにはOFW1人当たり平均2万ペソを徴収している。これにより、政府には328億ペソの歳入があり、さらにOFWからの海外送金は2009年以降で173億米ドルにのぼっている。OFWからの送金はGDPの少なくとも12%を占めており、歴代の政権は、特に財政危機が深刻な時期、海外送金のおかげでフィリピン経済が何とか破綻しないできたことを認めている。

フィリピン労働輸出政策は30年余りを経て、年間の海外出稼ぎ労働者数や送金額だけでなく、移住管理に係わる権利に基づいたアプローチについても労働移出の「モデル」として世界に広く認められている。アジア、ラテンアメリカ、アフリカの多くの諸国、そしてヨーロッパの低所得国さえも、フィリピンと同じ動機から類似した労働輸出政策をとってきた。

フィリピンは、海外で暮らす自国労働者の保護を担保するといわれる移住政策を導入しており、また、移住労働者の保護を促進する「ベスト・プラクティス」を示しているとして歓迎されてき

た。政府の渡航前オリエンテーション・プログラムは、「母国で始まる」保護を提供する有用なモデルとして称賛された。フィリピン政府は労働受入国政府と共同で、移住労働者の条件が国内および国際的に認められている基準に合致していることを担保するための公式・非公式の協定を結んでいるとして、高く評価されている。

真実と帰結

しかし、こうした捉え方は現実には即しているというよりは希望的観測に過ぎない。フィリピン政府が様々な条約の締結国であり、移住労働者を保護することになっている法律や政策を批准したり、制定したりしていることは事実であるが、こうした法律や政策の実施面がどうであるかはまったく別の問題である。

実際のところ、OFWsは移住サイクル全体を通じて様々な問題や課題に直面しているが、フィリピン政府は自国の移住労働者およびその家族を支援し、保護するための断固たる行動をほとんどとっていない。中東地域だけをとりあげても、死刑になったフィリピン人移住労働者は123人にのぼり、受刑者は7,000人、そして立ち往生し本国送還を待っている者は何万人にも達する。何百万人もが未登録で、強制送還やハラスメントの脅威にさらされている一方、家族は離れ離れのままとなり、移住には痛ましい社会コストが伴っている。

それにもかかわらず、フィリピン政府は労働輸出を促進し続けている。

フィリピン政府は海外送金によって、多額の設備投資をかけずに歳入を飛躍的に伸ばしている。労働移出管理のための資金さえも、フィリピン海外雇用庁(POEA)や海外労働者福祉庁(OWWA)などの政府機関を通じ様々な手数料を徴収することで、OFWs、リクルート代理店や使用者から直接得ているのである。

アキノ現政権は、海外出稼ぎを余儀なくされることがないようにするための中心的プログラムとして、国内の雇用創出を口にしてはいるが、経済成長率が下降気味であることを相殺しようとして、「金の卵である海外送金」を称賛し続け、さらなる労働輸出を促進している。このため、この2年間で積極的に労働市場に働きかけ、また、受入国政府と二国間協定を結んでいる。海外送金を増やすことに躍起になって、最近ではイラクやアフガニスタンといった危険の多い諸国への出稼ぎ禁止措置さえ解除している。

金の卵のさらなる有用性

海外送金のほかにも、労働輸出は失業や不完全就業に対する魅力的な代替案を提供している。このため、フィリピン政府はディーセントな賃金が得られる仕事を創出する義務を負っていない。むしろ、フィリピン経済を好転させる責任を回避するうえで都合が良いと考えている。

移住は個人的な選択の行使という性格上、その境遇からやむを得ずに移住するとしても、政府の「投資」はあまり必要がなく、国家の経済的、財務的、行政的および政治的資源をそれほど費やさなくても生じる現象である。経済的な要因による「強制」によって多数のフィリピン人労働者が行けるところで仕事を探すという流れは、政府の戦略的な思考、計画や介入は必要としない。

海外への移住により、リクルーターや送金サービスといった関連サービス産業が成長しており、また、銀行、不動産デベロッパー、通信会社やショッピング・モールといった、これまた政府があまり手をかけなくてもよい他の民間部門アクターに対し儲ける機会を提供していることも注目に値する。しかし、フィリピンの労働輸出政策が開発目標として海外送金の流入額全体を最大化することに偏る一方で、移住労働者やその家族の福祉は置き去りにされている。

フィリピン人海外出稼ぎ労働者の悲劇

こうしたフィリピン政府の海外送金に対する貪欲さのため、イラクやアフガニスタンといった戦争で荒廃した諸国が「闇市場」となっている。というのも、必死になって海外で仕事を見つけようとするフィリピン人を搾取し、利用する腐敗した役人がいるからである。

世界銀行によれば、グローバルな危機にもかかわらず、送金するOFWsは非常に多数であるためフィリピン経済を強く支えてきた。ミгранテ・インターナショナルは、フィリピンに送金が着実に流入しているのは、何よりもまず、賃金低下、大量解雇、人権および労働の権利の侵害といったリスクに直面する覚悟を持つ、死にもの狂いなOFWsが増えているからであると訴える。

最大の悲劇はおそらく、フィリピン人移住労働者が帰国するよりも、依然として海外に留まり、仕事を見つけようとするにある。というのも、フィリピン政府やフィリピン経済は、移住労働者が自発的に帰国するよう奨励するインセンティブ、機会およびプログラムを提供していないからである。海外送金のほか、労働輸出は一般に、失業や不完全就業に対する魅力的な代替案を提供する。このため、政府はディーセントな賃金を保証する仕事を創出する義務を負わない。むしろ、フィリピン経済を好転させるための政策改革を実施する責任を回避するうえで好都合となっている。

ミ格蘭テ・インターナショナルは、自らの分析から、労働移住の現象は開発の手段ではなく、フィリピンがグローバル化の旗印の下に新自由主義政策に対して自国経済を長い間開放してきたため、国民の発展が大きく阻害されてきた結果であると改めて主張する。移住が開発のための施策であるという神話はもはや通用しない。国民の真の発展を犠牲にして、低開発国の労働力やサービス部門ではさらなる商品化が進んでいるのである。

ウィスコンシン・シカゴ交流ツアーに参加して

弁護士 宮坂 浩

2013年7月29日から8月5日まで、おおさか社会フォーラムが主催した、ウィスコンシン・シカゴ交流ツアーに参加してきました。

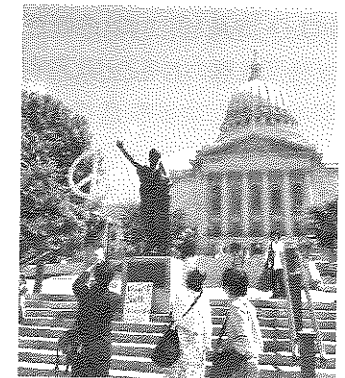
参加のきっかけとなったのは、昨年9月18日に明治大学駿河台キャンパスで開催された「抵抗を掲げるアメリカ労働運動に学ぶー労働者・労働組合攻撃と闘うウィスコンシンからの報告」に参加し、そこで紹介された「市民蜂起 ウォール街占拠前夜のウィスコンシン2011」(ジョン・ニコルス著 かもがわ出版)を読んだことでした。

アメリカのウィスコンシン州では、2010年に茶会派(ティーパーティー)の支持を得て当選した共和党のウォーカー知事が、2011年2月に緊縮財政を理由として公務員などの公共部門労働組合の団交権を剥奪・制限する州法「財政再建法」(一部の公務員労働者の団交権を剥奪し、公務員労働組合については物価上昇率を超えない賃金引き上げにのみ公務員労組の団交権を制限する。その他に、団交権を確保するために、非組合を含めた過半数の信任を得る年1回の認証選挙の実施を必要としたり、組合費のチェックオフの廃止、健康保険・年金の掛金の使用者全額負担から労働者掛金徴収への変更、有期雇用職員の健康保険・年金からの排除など)を提案し、これに対して労働組合は、地域の市民の支援を受けて、州議事堂前での連日数万人が参加する集会、そして約2週間にわたる州議事堂占拠運動を展開し、全米の注目を集めました。しかし、この州法は議会の多数派の共和党の賛成で成立してしまいましたが、労働組合と市民は、ウォーカー知事と共和党議員のリコール運動を展開し、知事のリコールは100万人以上の署名を集めて成立し、共和党議員の何人かは議席を失いました。しかし、リコール後の知事選では、ウォーカーに対抗する民主党が、不人気な候補者しか立てられず、結局ウォーカーが再選されてしまいました。

このウィスコンシンでの闘いは、ウォール街占拠運動やその後の世界で巻き起こったオキュパイ運動に影響したと言われています。そして、実際にウィスコンシンで何が起きたかを知ること、こうした労働組合攻撃の背景は何かを知ることが非常に重要であると考えました。

関西空港からサンフランシスコ経由でシカゴに着き、シカゴで一泊してからバスでウィスコンシン州の州都であるマディソン市に入りました。マディソン市は、州議事堂を中心に放射線状に道路が延びる形で街が作られており、一番高い建物は州議事堂で、コンビニやファストフードチェーンの店もない、落ち着いた感じの街です。

マディソン市での2日目から交流が始まりました。午前、マディソン郡教員組合(MTI)の事



ウィスコンシン州の議事堂

務所で、本の著者であるジョン・ニコルスさんとラジオトークショーのホストをしているジョー・シルベスタさんから話を聞きました。

ニコルスさんは、ウォーカー知事のやり方は、緊縮政策という名のもとに、市民に負担を押し付け、労働組合の権利を制限する一方で、大企業や富裕層から資金的援助を受け、その何倍もの利益を大企業や富裕層に還元するというもので、こうした労働組合への攻撃は、アメリカの多くの州で行われている。その後ろ盾となっているのが、大企業や富裕層が出資するALEC（アメリカ議員交流協議会）で、州政府や自治体政府のために、公務員や労働組合を攻撃するためのモデル法案を作成しており、ウォーカー知事もこの法案を下敷きにして州法を作ったという指摘がされました。また、デトロイト市の財政破たん問題については、ミシガン州知事（共和党）が、デトロイト市長（民主党）の権限を奪って緊縮財政を進めようとしているが、選挙で選ばれた市長が権限を奪われることは民主主義の終わりを意味し、それが全米に広がる危険性があること、緊縮財政によって、危機に責任のない貧しい人達に責任を押し付けることになっているという指摘がされました。

午後からは、警察官組合のブライアン・オーチスさんと交流しました。警察官組合は、組織率はほぼ100%で、2011年にウォーカー知事が団交権を制限するなどの州法を提案した時には、警察官と消防士は除外されていました。この問題について組合で議論をした結果、一般公務員に許せば次は我々だという結論となり、新聞に全面広告を出して闘いを支持することを表明しました。警察官にはストライキ権は認められていないため、勤務の終了後、私服に着替えてデモに参加したということでした。警察官の政治活動の自由については、勤務中は中立義務があり、政治活動は認められていませんが、勤務外では言論の自由があり、闘争をつぶす側ではなく警察官がデモに参加しているということで人々を力づけることができたということでした。また、消防士組合も制服でバグパイプを演奏しながらデモに参加しました。これに対して、ウォーカー知事は、警察に対してデモ規制の命令を出しましたが、マディソンの警察が拒否したため、ウォーカー知事は、州警察や他都市の警察に応援を頼むことになったということです。なお、この交流が行われた前日に、ウォーカー知事が、警察官組合と消防士組合の団交権制限とチェックオフの禁止などの適用を表明したということで、警察官組合が予想したとおりになりました。

この後、MTIのメンバーとの交流が行われました。MTIの委員長のベギーさんから、2011年2月11日にウォーカー知事が「時限爆弾を落とす」と発言したことに対して、MTIがどのようにこの問題に対応していったのかについて話をしてくれました。「知事の発言を受けて、組合の執行部で連絡を取り合い、14日には緊急の執行委員会を開いた。若い組合員は、ツイッターで闘争を呼び掛けており、まずは情報を組合員に知らせることが重要であると考えていた。そして、15日には具体的な行動を呼び掛けるために、各地区の代表を集めて代表者会を開催した。通常は30人位しか集まらないのに、全員に参加を呼び掛けた結果、120人が集まった。議論の結果、水曜～金曜と翌週の月曜日は学校には行かずに、議事堂に集まるということになった。これはデモではなく請願権を行使するというもので、憲法で認められた権利の行使である。」

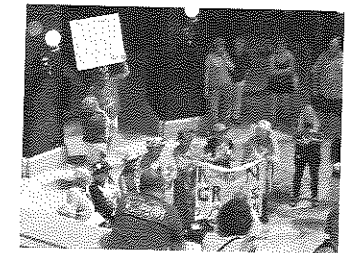
この交流の後、議事堂の敷地で夏の期間の毎週水曜日に開催される野外コンサートに行き

ました。議事堂の敷地は芝生が生えており、有料席以外は、数千人の市民がシートを敷いて、食べ物やお酒を持ち込んでコンサート楽しんでいました。私たちもMTI席にお邪魔して、ワインをご馳走になりましたが、議事堂を取り囲む数千の人たちを見ていると、2011年の議事堂占拠を彷彿とさせるものがありました。

マディソン市3日目の午前中は、前日と同じMTIの事務所で、アメリカ教員連盟のスコット・ヘクターさん、ウィスコンシン州AFL-CIO（アメリカ労働総同盟産別会議）副委員長のステファン・ブルーミングデールさん、ウィスコンシン州AFL-CIO前委員長のデビッド・ニュービーさん、公務員組合の政治担当のジェソン・サイドナーさんから話を聞きました。この中で、デビッドさんは、議事堂占拠の運動は、3つの偶然が重なったこと。1つ目は、教員助手組合がもともと大学予算の増額を要求するデモを2月14日に計画していたが、当初50人位のデモに知事の法案に反対する人たちが次々と集まり1000人規模になったこと、2つ目は、公務員組合が、ロビー活動のために数百人規模で議事堂に集まり、公聴会に参加する計画であったが、公聴会で発言できない人たちが議事堂に泊まり込みを始め、それが占拠の始まりとなったこと、3つ目は、2月16日から行われた教員のストライキが大きな反響を呼び、AFL-CIOがデモを呼び掛け、運動が大きく発展したという指摘をしていました。また、ジェソンさんは、この運動には、労働組合以外の団体からの支持があったことが大きく、国内外からも注目を集めた。大きなデモだけではなく、地域などで小さな集会やセミナーが開催されて、それが支持を大きく広げてゆく要因となった。民間と公務員とを分断する政策の下では、地域や市民からの支持を得るために、長いプロセスが必要となっている。その中で、退職者は重要な役割を担っている。退職者は時間もあるし、現役の公務員のような制約もなく、地域とのつながりもあり、選挙に出ることもできるとの指摘をしていました。

昼の12時からウィスコンシン州議事堂に行き、州下院議員のメリッサ・サージャントさんを訪問しました。メリッサさんは、議事堂占拠運動に子供たちと一緒に参加し、その後行われた州の下院議員選挙に立候補して当選したという人です。メリッサさんの執務室で、議事堂占拠のときのビデオを見せてもらいました。メリッサさんは、子供と一緒に議事堂内で横断幕を掲げたところ、警察官から横断幕を外さないと逮捕すると何度も脅されたが、逆に年長の子どもが、警察官に、外さなければならない根拠は何かと何度も問いただし、警察官は笑って頭を掻いていたという場面が映っていました。

その後、メリッサさんの案内で、議事堂の真ん中にあるロビーで、月曜日から金曜日までの昼休みの時間帯に行われている「ソリダリティ・シング・アロング」という、歌によって連帯の意思を示す集会を見学しました。この集会では、数週間前から逮捕者が出るようになったことから、参加者やギャラリーがそれ以前に比べて格段に増えるようになり、この日もギャラリーを入れると百人位の人がいきました。私たちは、上のフロアーから集会を



議事堂内での集会

見ていたのですが、そうした中で集会の参加者が突然逮捕されて連行されてゆきました。集会の参加者は、医師や弁護士、退職した教員等が多いということでしたが、私たちの所に一人の男性が近づいてきて、1枚の紙を見せながら、これは逮捕されて罰金を払ったときのものだ説明して、嬉しそうにしています。

メリッサさんに議事堂の中を案内してもらっている途中から、上院議員のジョーク・サンダーさんが来られました。ジョークさんは、2011年にウォーカー知事が法案を出してきたときに、法案を通過させないために、隣のイリノイ州に集団で退避した民主党上院議員14人のうちの1人です。ウィスコンシン州では、予算に関連する法案は、3分の2以上の議員の出席がないと審議、採決ができないため、ウォーカー知事は、予算に関する部分を削除して、法案を再提出して強行採決してしまったということです。

その後、「財政再建法」が憲法違反だとして、裁判をしているレスター・パインズさん他2名の弁護士の共同事務所に行きました。昨年日本で行われた集会に参加した時から疑問に思っていたことですが、アメリカでは日本のように、憲法で労働組合の権利を保障する条項は連邦憲法にも州の憲法にもなく、民間の労働組合については全米労働関係法がありますが、公務員労働者については、州に任されています。したがって、どのように憲法違反の主張を構成したのか聞きたかったのです。

レスター弁護士は、最初に相談を受けた経緯について説明してくれました。それによると、「財政再建法」が強行採決された後、公務員組合の中でゼネラルストライキを打つかどうかで議論があったが、公務員にとってはストライキは、職を失うことになって困難だということから、その方針は採用されず、それに代わって、司法的に対抗手段がないかということで相談を受けたということでした。そこで、レスター弁護士は、裁判で争う争点として、「財政再建法」成立の手続的な誤りを指摘して法律の無効を主張して争うということ、団体交渉事項が生活費の上昇率の1%の範囲内でしか団体交渉の対象としてはならないという条項は、労働組合加入者と非加入者とで異なる扱いとなるから、連邦憲法の修正1条に違反するという主張で争うというものでした。州の地方裁判所の判決は、前者の主張は認めませんでしたが、後者の主張を容れて、その条項を無効とする判断を下しました。この後者の論理立ては、1950年代の事件で、公共住宅の補助を共産党員には認めないという法律を最高裁が無効とした判決があることを参考にしたということです。現在、この事件は州の最高裁にかかっていますが、州の最高裁判事7名中4人は右派で、来年の春に出る予定の判決の見通しは厳しいということでした。しかし、仮に最高裁で負けたとしても、団体交渉権は、法的保護がなくとも実現できる道があり、例えば、教育公務員の場合には、地区の公選教育委員に民主的な委員を当選させれば、労働組合との交渉の窓口が開ける。また団体交渉権は、そもそも法律によって保護される前からあったということが重要だと強調していました。

翌日、マディソン市から再びバスでシカゴに移動し、シカゴ教職員組合(CTU)との交流が行われました。CTUは、シカゴの教員23000人を組織する労働組合で、シカゴ中心部の立派な商

業ビルの中にあり、驚きました。話をしてくれたのは、委員長のカレン・ルイスさん、書記のマイケル・ブランソンさん、財政部長のクリスティン・メリーさんでした。CTUは、かつて組合ボスに支配され、階層的で開かれた議論は行われなかった。カレンさんたちは、シカゴでは公立学校の閉鎖が大きな問題になっている中で、当時の執行部がこの問題に積極的に取組まないことを問題と考え、CTUを子供、親、地域のために活動する民主的な組合に変えようと思い、3年前に本格的に組合のリーダーシップをとることを決めました。そして、小さな集会をいくつも主催し、情宣活動をやり、執行部に対して、会議のたびに積極的な活動をするように要求しました。そして、2011年の役員選挙で、それまで少数派だったカレンさんたちのグループは多数派となり、現在の執行部を確立することができたということです。カレンさんたちが執行部についてから最初にやったことは、組合の役員の報酬を一般教員の賃金水準に引き下げることでした。そこで浮いたお金でオルグを雇ったり、組合員向けの研究に回し、さらに組合内部の組織強化と共に、親や地域コミュニティとの連携を図ることに力を入れました。カレンさんたちの執行部は、現場の教員としての経験を持ち、親や地域コミュニティと一緒に活動した経験を持っていたため、その経験を一般の組合員に伝えるための教室も作りました。

ところが、2011年2月に就任したエマニュエル市長は、労働組合を敵視し、2012年6月に労使協定が切れて、新たな協定の交渉を開始しましたが、9月まで妥結に至りませんでした。市長が任命した教育委員(ビジネスマンや医師など教育とは全く関係のない人達)は、非妥協的で労働協約を結びたくないという意思を持っており、労働組合が提案する協定は300頁にも及ぶのに対して、市長からの提案は25頁という協約内容の縮小化を図るものでした。これに対してCTUはストを準備しました。しかし、かつてのストの時は、組合員は学校に来ず、数人が校門でプラカードを掲げるだけで、一般の組合員は積極的に活動しなかった。そのため、親たちからも支持されることはありませんでした。そのため、カレンさんたちの執行部は、内部的に組合員たちの説得を行うと共に、対外的に親たちの説得を行うなど、大衆動員に力を入れました。学校区毎にスト準備委員を配置し、教育委員会と協議している間に、次に何をしたら良いか伝えるようにしていたということです。また、CTUは、親の要望を受け止めて、それを実現するために努力しており、親たちの意見、考えていることを聞くことに努めてきました。

財政部長のクリスティンさんから、シカゴの教育をめぐる状況について話を聞きました。シカゴでは、300の学校の閉鎖が提案されましたが、その撤回を求める運動を子どもと親と協力して、取り組みました。しかし、残念ながら50の学校が閉鎖されることになり、800人の教員がレイオフされ、さらに、教職員を2000人減らすという人員削減計画があります。これに対して、CTUは、法的、政治的な闘いに取組み、現在4つの裁判を提訴しています。連邦地方裁判所に対しては、学校閉鎖によって障害児教育が守られていないという訴えと学校閉鎖が人種差別的に行われている(黒人の平均人口比率は40%



ハイマーケットの記念碑

であるが、閉鎖された学校の地区では80%である差別的であること)という訴えを起しています。また、州の裁判所に対しては、学校閉鎖は必要なしとする公聴会の責任者の決定を無視して閉鎖を決定したとして提訴しています。

CTUとの交流後、公務員組合(AFSCME)のリチャード・バーナーさんの案内で、1886年5月4日に起こったヘイマート事件の現場を訪問しました。ヘイマート事件は、86年5月1日、8時間労働制を求めて労働組合が一斉にストライキに入ったことに対して、警察が介入して2人の労働者が射殺され、これに抗議する集会が5月4日にヘイマート広場で開催されました。ところが、この集会に対して175人の警察官が襲いかかり、労働者と紛争となり、その際、ダイナマイトが爆発(誰が爆発させたのかは不明)して、警官と集会参加者が死亡しました。集会を企画したりリーダーや集会でスピーチした者など大量に逮捕され、不公正な裁判で8名が死刑の評決を受け4人が死刑を執行されたという事件です。この事件の発生したヘイマート地区には、その記念碑が建てられており、世界の労働組合から贈られたプレートがはめ込まれています(全労連の銘板もありました)。世界的には、シカゴで8時間労働制要求のストが行われたことを記念して、5月1日が「労働者の日」(メーデー)とされていますが、アメリカではヘイマート事件につながるとして、「労働者の日」は9月の第1月曜日としていることを初めて知りました。

今回のウィスコンシン・シカゴ交流ツアーに参加して、アメリカで現在進行している財政再建を口実とした公務員攻撃と民間労働者との分断、そして教育をはじめとする様々な公共部門の民営化の推進は、日本の現状とも一致します。これに対して、ウィスコンシンやシカゴでは、労働組合が地域の住民・市民と一体となって闘い、反撃をしていったことは日本のこれからの運動にとっても大きな教訓と支えになると思います。



International Association of Democratic Lawyers

IADL第18回大会および総会に向けて

青山学院大学教授/IADL事務局長 新倉修

1 IADL総会の課題

IADL第18回大会がブリュッセルで2014年4月15日から19日に開かれる。これはすべての法律家、市民に開かれたオープンな会議であるが、同時に組織問題を討議する総会が開催される。詳しくはIADLのホームページ参照(www.iadllaw.org/)

またIADLの歩みの一端は、清水誠先生追悼論集(広渡清吾・浅倉むつ子・今村与一編『日本社会と市民法学』日本評論社、2013年刊)に寄稿した「法律家の国際連帯」で紹介した。さて、18日に予定されている総会では、加盟団体がすべての案件について2票の投票権を持ち、議決に参加し、これまでのIADLの活動を総括し役員を選出し、次の総会までの4年ないし5年の間における活動計画を決定する。

総会はまた、さまざまな案件について決議・決定を行う。日本代表団はこれまで、米軍基地問題、憲法改悪反対、国内外の個別の人権課題などについて決議案を提出した経験がある。今回、日本から提案してもよい案件としては、憲法9条改憲反対、経済格差の根本的な解消、原発問題、東アジア平和共同体構築を目指す地域内協議機関の設置、経済のグローバル化と労働権・移民労働者の権利と利益の擁護、司法修習生の給費制復活などの法曹養成制度の改革、ヘイトスピーチなどの排外主義の除去などで、国際会議で取りあげる課題は多い。その基本線は、国内の課題が同時に地域ないし地球的な規模での課題に連動するというツボを押さえた課題設定と合意の形成にある。これらが、グローバルに展開するネオ・リベラリズムによって、1%の人びとの利益のために99%の人びとの生命・健康・財産が搾取され収奪され、幸福追求権が侵害されている仕組みを告発することにつながる。軍事基地や軍事同盟・協定を通じて戦争・武力紛争を誘発したり、アフガニスタンやイラク、リビア、ソマリアなどへの武力行使を拡大したりするアメリカの軍産複合体の「病理」を告発し、その国際的なメカニズムを解明して、「われら国際連合の人民」の決意によって設立された国際連合の民主的な改組をも展望しつつ、平和な世界の構築をめざす合意形成が必要である。こうしてフェイス・ツー・フェイスで、民主的・進歩的な法律家が豊かで強靱な国際連帯をつくりあげることが、新しい時代を切り拓くものと言わなければならない。

2 IADLの最近の活動

IADLは、梅田章二JALISA副会長が参加したパレスチナのガザ地区でのシンポジウムと執行部会議を経て、2月にチュニジアでの世界社会フォーラムへの参加、6月にパリでの労働権

に関する国際会議の開催、7月にマニラでのフィリピン人権国際会議(ICHRPP)とロメオ・カブロン弁護士=NUPL代表偲ぶ会への参加、8月にベトナムでの国際枯葉剤デーへの参加、9月にアルジェでのアマール・ベントウミ名誉会長記念シンポジウムと執行部会議の開催、10月に大阪での9条国際会議および9条世界会議への参加のほかにも、ALU(アラブ法律家連合)、AAJ(全米法律家協会)、世界人権ヨーロッパ法律家協会などへの出席、ニューヨーク、ジュネーブ、ウィーン各地における国連機関の会議への参加など、多彩な活動を行ってきた。

また、いわゆる「アラブの春」の大きな変動に際して、現地の法律家団体と共同して調査団を派遣したり、声明をあげたり、組織として対応してきた。とりわけシリアにおける化学兵器問題に関連して、化学兵器使用の違法性を指摘するとともに、責任追及の重要性に言及し、大義のない「武力行使による制裁」に強く反対してきた。また、国連人権理事会における「平和への権利」宣言作成に向けて、積極的な発言を行い、これがまた、第18回大会の第1分科会のテーマに据えられて、より大きな前進を勝ち取るために奮闘している。

また、ハイチで地震救済活動や民主化運動を展開しているマリオ・ジョセフ(Mario Joseph)弁護士が、国連人権高等弁務官ナヴィ・ピレイ氏の推薦を受けて人権賞(Martin Ennals Award)の候補となった。



ジョン・マイラー IADL会長

3 大会日程について

IADL大会の準備は順調に進んでいる。本誌前号35頁以下で、概要を紹介しているが、改めて大会次第を紹介しておこう。

大会前日の14日(月)に執行部会議がある。翌15日(火)午前9時30分から開会式、昼食の合間にサイドイベントが企画されている。持ち込み企画も歓迎している。午後2時から全体会があり、1から10までの分科会のイントロダクションと議長団の紹介がある。

16日と17日は、分科会とサイドイベントが開催される。同時に5つの分科会が平行して開催され、昼食をはさんで、それぞれ午前9時から午後5時まで、ゆったりとした時間配分で開催される。発言通告をすれば、参加者は誰でも発言できる。

16日	テーマ	17日	テーマ
1	平和	6	危機、負債、新民主的経済秩序
2	司法の独立、法律家の保護、 民主的な民衆司法	7	不処罰と国際司法
3	労働権	8	人民のための法律家活動
4	移住民の権利、人種差別との闘い	9	健康権、清潔な環境への権利
5	抗議・結社の自由	10	平等を求め差別と闘う

また、サイドイベントのテーマは、アメリカにスパイ容疑で囚われたキューバ人5人の救出、パレスチナ問題、アラブの春、ソーシャル・メディアと進歩的な法律家活動、枯葉剤問題、バスコにおける法律家、ハイチ、フィリピン、コロンビア、トルコ、ヨーロッパにおける進歩的法律家、裁判監視・観察のための研修、トリノにおけるアスベスト訴訟、クルド人の権利、国連機関におけるIADLの活動、女性のコーカス、若い法律家のコーカス、IADLのアカデミック・ネットワーク、COLAPの準備(これは大事!)、法律家に対する弾圧への緊急応答ネットワーク、ICLR、ICTUR、労働弁護士のヨーロッパネットワークなど、いろいろある。

これ以外にも、9条の垂れ幕などに署名を求めたり、バッジ、Tシャツ、トートバッグ、風呂敷、扇子などのグッズを販売したり、書籍、DVD、CD、写真などを展示・販売したり、大会を盛り上げる方法は……?「ぶっちゃけ、なんぼでもありますね」。

座長補佐、会議報告のまとめ、決議起草委員など、運営に携わる人も募集している。各国からの代表団の交流会も企画すると面白いだろう。

日本国際法律家協会は、2014年4月中旬に、1週間~10日程度のIADL参加ツアーを予定しています。

費用は、35万円程度(燃料サーチャージ別)。

詳しくは、(株)富士国際旅行社(03-3357-3377)まで

原爆裁判・下田判決50周年記念シンポジウム—賛同と参加の呼びかけ

日本反核法律家協会

会長	佐々木 猛也
事務局長	大久保 賢一
担当理事	内藤 雅義
同	山田 寿則

皆様の日頃の平和と人権・人道の実現に向けての活動に心より敬意を表します。

さて、今年は、アメリカによる原爆投下が国際法違反であると判断した下田訴訟(東京原爆訴訟)判決(東京地裁昭和38年12月7日判決)から50年を迎えます。国際的に、核兵器使用がもたらす非人道的結末の認識と国際人道法の視点から核兵器廃絶を求める動きが強まる中、核兵器の廃絶を求める日本法律家協会(日本反核法律家協会)では、初代会長であった故松井康浩弁護士が下田訴訟の原告代理人であったこともあり、下田訴訟50周年を記念して、後述のような内容のシンポジウムを開催したいと考えております。

下田訴訟は、下田隆一氏ら広島市の被爆者・遺族5人が、国際法違反の原爆の被害によるアメリカ政府に対する損害賠償請求権を、日本政府がサンフランシスコ条約で放棄したことを理由に日本政府に損害賠償を請求した事件です。

判決は、当時の第一線の国際法学者3人の鑑定意見を踏まえ、アメリカによる広島への原爆投下は、無差別攻撃であり、不必要な苦痛を与える害敵手段であって、国際法に違反するという判断を示しました。判決は、個人には国際法上の請求権がないこと等を理由として原告らの請求は棄却しましたが、結果責任に基づく国家補償責任に言及し、国に補償立法の成立を促しました。

この判決の示した国際法違反の指摘は、核兵器の使用が一般に国際人道法に反するとした1996年の国際司法裁判所の勧告的意見、2010年の核不拡散条約再検討会議の最終文書における核兵器使用の「壊滅的な人道的結果」への深い懸念表明と「国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」の確認へとつながるものです。そして、2010年の最終文書の指摘を契機に、2012年、2013年のNPT再検討会議準備委員会では、日本政府は署名を拒否したものの核兵器使用の非人道性を理由に核兵器の非合法化あるいは不使用の確認、核兵器廃絶を目指す共同声明が多くの国の賛同を得て発表されるに至っています。また、2013年3月にはノルウェーのオスロで各国政府のみならず、国際赤十字やICAN等、国際団体やNGO代表者の参加を得て、「核兵器使用の非人道的影響」に関する国際会議が開かれ、来年2月にはメキシコでその継続会議が開催されることになっています。加えて来年4月には、そのメキシコ政府も一員である非核兵器国10カ国によるNPDI(核不拡散核軍縮イニシアティブ)の外相会合が被爆地広島で開催されます。

このように核兵器使用の非人道性、国際人道法を根拠に、核兵器の非合法化、廃絶をめざす国際的流れの中で、日本反核法協では、来年2月のメキシコ会議、来年4月のNPDI外相会合の直前の本年12月、下田判決50周年を記念して以下に述べるような視点でシンポジウムを開催しようと考えております。そして、それが2015年春のNPT再検討会議、同年8月の被爆70周年に向けての大きな成果に繋がることを期待しています。

つきましては、以下のような要領で、シンポジウムを開催したいと考えておりますので、是非、ご賛同、ご参加頂きたく、本書を差し上げるものです。

日時:2013年12月8日(日)午前10時開場

場所:明治大学 リバティタワー1011教室

内容:第1部 基調講演「原爆裁判」判決の歴史的意義—国際人道法の発展をふまえて

松井芳郎(名古屋大学名誉教授) 10時30分～12時30分

第2部 パネルディスカッション 13時30分～16時30分

パネリスト 朝長万左男(日本赤十字社長崎原爆病院長)

山田寿則(国際法学者)

小沢隆一(憲法学者)

田中熙巳(日本被団協事務局長)

川崎哲(ピースボート共同代表)

野口泰(外務省総合政策局軍備管理軍縮課長)

コーディネーター 内藤雅義(弁護士)・田部知江子(弁護士)

第3部 映画「人間であるために」 17時～

(会員の声)「宜しくお願いします」

弁護士 長谷川弥生

弁護士の長谷川弥生と申します。私は大学卒業後民間企業に勤務し、子どもが二人生まれてから法律家をめざし弁護士になりました。数か月前に国際法律家協会に入会したものの、どういふ風に参加したらよいのか分からず時間が過ぎていたところ、別の活動で日本国際法律家協会事務局の高部優子さんと知り合うことができ、先日はじめて国法協の事務局にお邪魔させていただきました。

私が国法協に入会したのは、事務所の先輩が長く活動していたことと、ただ単純に世界中の様々な人と知りあいたいという子どものような動機からです。恥ずかしい限りですが、事実ですので最初に述べておきます。

私の娘の通う中学校の国際交流プログラムに参加して、去年はニュージーランドの中学生を1週間自宅で受け入れたり、今年は私の娘がニュージーランドに行ったりして、ただそれだけでニュージーランドに親しみを持ち、もっとこのような活動を広げたい、と思っていることも動機の一つです。

最近日本は中国や韓国との間にいろいろ問題を抱えています。国と国の領土の問題であったり、民族間の差別だったり憎しみ合いだったり…。しかしそんな問題も、自分に中国や韓国に個人的な友人や知人、親戚がいたらどうでしょうか。

指揮者の小澤征爾さんの記事が朝日新聞に出ていました。題名は「大事なのは一人ひとり」。小澤さんは言うておられます。「人間生きていくときにね、俺の政府とおまえの政府と仲が冷え込んでいるからって、俺には何の関係もないよ。…ぼくは全く心配していない。中国にいる僕の仲間だって心配してないと思う。」さすがマエストロ、です。その通りだと思います。

私は、大学生の時に所属していたオーケストラの演奏旅行でオランダに行ったことがあります。その時、オランダの小さな田舎で、学生たちが二人ずつ分かれて個人のお宅にホームステイさせてもらいました。私を受け入れてくれたお宅はどうやら反日の人だったようで、家の旦那さんは「村全体で受け入れることになったからしょうがないけど、ワシは面倒は見ん」といった感じの方でした(ちゃんと奥さんが世話をしてくれました)。またある日近所の広場のそばを何気なく歩いていたら、数十人が集まって日本の国旗を燃やしていました。当時大学生でそれまでぬくぬくと日本で育った私は非常にショックでした。

しかし、そんな時でも助けてくれる人がいました。隣の家の人は「あなたのところは難しい人だからねえ…」とかなんとか言いながら庭でバーベキューをしてくれたり、遊びに連れて行ってくれたり。また日の丸燃やし事件の広場の近くにいたおじさんは、「君は中国人か?日本人か?日本人なら今日は危ないよ(何かの日だったのでしょうか。)、早く帰りなさい。」と声をかけてくれたり。

そんなことがあって、オランダ旅行は考えさせられるものでありつつも、私にとってはとてもよい思い出です。私のホームステイ先の旦那さんも何か抱えつつ受け入れてくれたのかな、と思うことができました。これが私の国際交流の原点ではないか、と思います。

それから月日は流れ、国際的な活動はしてきませんでしたが…、この度、国法協に入会し、何かできることを探したいと思っています。髪の毛を振り乱してこぶしを振り上げて「おーっ」といった活動は苦手です。もっとやわらかい(?)交流を広げていきたいです。

JALISA活動日誌

2013年

- | | | |
|-----|-------|---|
| 8月 | 2(金) | 平和への権利・国連人権理事会報告(青山学院大学) |
| | 3(土) | 国連人権理事会「平和への権利宣言」と日本国憲法「平和的生存権」を考える-第1回専門家会議(法政大学) |
| | 10(土) | ベトナムダオキシンデー(武蔵野公会堂) |
| 9月 | 11(水) | 日本国際法律家協会・第8回理事会 |
| 10月 | 1(火) | 日本国際法律家協会・第9回理事会 |
| | 13(日) | 9条国際会議(関西大学千里キャンパス) |
| | 14(月) | 9条世界会議・関西(大阪市中央体育館) |
| | 15(火) | シンポジウム「平和への権利と日本国憲法の平和主義」(名古屋学院大学日比野キャンパス) |
| | 16(水) | 平和への権利国会院内集会・外務省交渉と国会議員要請シンポジウム「平和への権利・国連宣言と平和的生存権」(青山学院大学) |

今後の予定

- | | | |
|-----|-------|----------------------------|
| 11月 | 11(月) | 日本国際法律家協会・第10回理事会 |
| 12月 | 7(土) | 日本国際法律家協会・第36回定期総会(青山学院大学) |
| | 26(木) | 日本国際法律家協会・第1回理事会 |

2014年

- | | | |
|----|-------------|--------------------|
| 1月 | 16(木) | 日本国際法律家協会・第2回理事会 |
| 4月 | 14(月)~19(土) | 第18回IADL大会(ブリュッセル) |

編集後記

9条国際会議と9条世界会議関西は、多数の参加者を集めて成功裏に終了し、9条が世界とアジアの人たちに対する不戦の誓いであること、憲法前文の平和的生存権は現在国連人権理事会で議論されている「平和への権利」の理念を先取りしたものであることなどが確認されました。これから国連人権理事会における平和への権利の議論も重要な段階に入りますし、来年のIADL世界大会(ベルギー)でも平和への権利をテーマとして取り上げることから、多数の会員の皆さんがIADL世界大会に参加されることを期待しています。